



鹿児島市景観計画

Landscape management plan of Kagoshima City

鹿児島市

Kagoshima City

はじめに



鹿児島市は、豊かな歴史と文化を有し、市街地の間近に波静かな錦江湾や活火山・桜島などの雄大な自然が広がる、世界にも誇れる美しい景観に恵まれています。また、それぞれの地域には、鹿児島の風土・文化に育まれてきた、住民が愛着と誇りを持っている身近な景観もあります。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、住民共有の資産として、将来にわたりその恵沢を享受できるよう、整備、保全が図られなければなりません。都市間競争が激しさを増す中、地域固有の魅力を高め活力を維持していくためにも、景観に配慮したまちづくりを積極的に進めていくことが必要です。

平成17年の「景観法」の全面施行により、景観行政団体である本市は、景観計画の策定や条例の制定など、地域性と独自性を生かした、実効性のある景観施策を展開することができるようになりました。

このようなことから、本市はこのたび、良好な景観が地域社会共有の財産であることを再認識し、市民、事業者、行政が一体となって、これを守り、創り、育てていくため、本市の代表的な視点場である城山展望台から桜島への眺望を守ること、地域の景観特性にふさわしいルールを市民とともにつくることなどを盛り込んだ「鹿児島市景観計画」を策定いたしました。

今後は、この計画、並びに併せて制定した「鹿児島市景観条例」に基づき、だれもが愛着と誇りが持てるふるさとかごしまの景観づくりを進めてまいりたいと考えています。

市民の皆様には、これまで以上に景観づくりに関心を持っていただき、本市とともに積極的に良好な景観の形成に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「鹿児島市景観まちづくり委員会」の委員の皆様をはじめ、「かごしま市景観づくり会議」やパブリックコメント手続などを通して、貴重なご意見やご提言をくださった市民の皆様、関係者各位に心からお礼申し上げます。

平成20年2月

鹿児島市長 森 博幸

目次

序章 景観形成の考え方

第1節 景観計画の位置づけ	1
第2節 景観形成の考え方	2
1.本市の景観形成を取り巻く主な課題	2
2.本市の景観の現状	3
3.景観計画策定の基本的な考え方	6

第1章 景観計画の区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 景観形成の目標	13
第2節 景観形成の基本方針	14
第3節 ゾーンごとの景観形成方針	16
1.桜島ゾーン	17
2.市街地ゾーン	17
3.台地ゾーン	18
4.自然緑地ゾーン	18
第4節 景観形成重点地区候補地の景観形成方針	19
1.景観形成重点地区候補地	19
2.景観形成重点地区候補地の設定	19
3.景観形成重点地区候補地の概要	21

第3章 良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）

第1節 建築物の建築等、工作物の建設等	29
■ 眺望確保範囲における景観形成基準など	33
第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更	38
第3節 屋外での土石等の堆積	38
第4節 木竹の伐採、植栽	38

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

第1節 景観重要建造物	39
第2節 景観重要樹木	39

第5章 屋外広告物の制限

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準

第7章 景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項

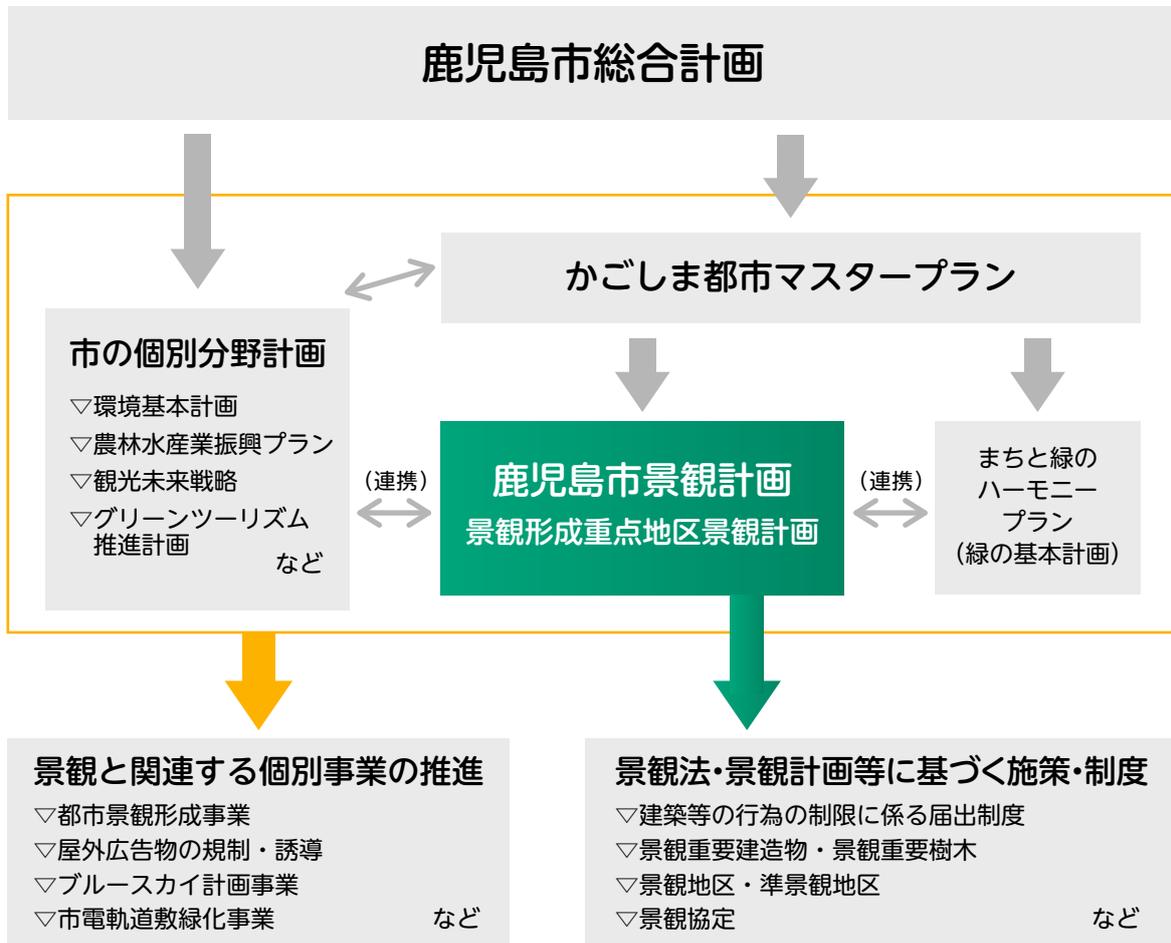
第8章 自然公園法の許可の基準

第1節 景観計画の位置づけ

良好なまちづくりを進めるにあたり、美しく魅力的な景観づくりは、必要な条件の一つです。平成17年度に策定した「鹿児島市都市景観ガイドプラン」（以下「ガイドプラン」という）は、この考え方に基づき、まちづくり全体の方向性を示す「第四次鹿児島市総合計画（平成14年度～23年度）」「かごしま都市マスタープラン」の「都市像」を景観の視点から実現するために、本市の景観づくりの目標、方向性等を定めたものです。

本計画は、景観法に基づくとともに、ガイドプランを踏まえ、愛着と誇りが持てるふるさとかごしまの景観づくりに向けて、より具体的な方向性、景観ルール等を定めた景観づくりのマスタープランです。

今後は、本計画に基づき、景観形成重点地区の景観計画づくりをはじめ、地域ごとの特性を生かしつつ、さらなる景観の魅力向上に資するような景観づくりを進めていきます。



第2節 景観形成の考え方

はじめに、本市の景観形成を取り巻く主な課題、景観の現状を踏まえ、景観形成の考え方を整理します。

1 本市の景観形成を取り巻く主な課題

(1) 社会的背景等からくる課題

全国的に少子高齢化、人口減少時代が到来するとともに、環境問題への関心、社会性志向、余暇の重視など、市民ニーズも多様化してきていることから、できる限り市民ニーズに応えるために、市民活動を生かした効果的かつ効率的な景観づくりを進めていく必要があります。

また、国による政策として、美しい国づくり政策大綱、観光立国行動計画、景観法の全面施行など、景観行政及び市民等との協働による景観づくりを担保する法律等が整備され、景観づくりを主体とした地域活性化の方針が打ち出されています。

このような中、本市は、ドルフィンポートをはじめとした大型商業施設の開業が相次ぐとともに、平成 23 年春に九州新幹線全線開業が予定されるなど、より魅力的な景観づくりと観光振興を後押しする社会環境の変化が起っています。

また、隣接する町との合併により、豊かな自然が加わったことから、これら山並み、田園景観の保全も求められています。



ドルフィンポート



九州新幹線



喜入地域の田園景観

(2) ワークショップ等における市民意向

ガイドプラン見直しの際に行った景観に関する市民アンケートやワークショップ、平成 18 年度実施の「かごしま市景観づくり会議」における市民意向として、桜島・錦江湾への眺望景観、斜面緑地を背景とした市街地の景観、豊富な歴史資源及び田園景観など、鹿児島らしい景観を活用したいとの意見が出されています。また、これらを守っていくためには一定のルールが必要であるという意見が多く寄せられました。

さらに、市民ニーズに合ったきめ細かな景観づくりに向けて、市民と行政の協働による景観づくりの必要性を求める意見も多くあげられています。



かごしま市景観づくり会議

2 本市の景観の現状

(1) 景観の主な特徴・魅力 ～鹿児島らしい景観～

本市の景観の大きな魅力「鹿児島らしい景観」としては、少なくとも次の3つがあげられます。これらは、ほかでは見られない本市特有の景観であり、広く市民が大切に思い、観光客にも親しまれているものです。

【ほかでは見られない(全国的にあまり見られない)本市特有の景観】

■ 城山展望台などからの錦江湾に浮かぶ桜島への眺望

自然と市街地が一体となった雄大な眺望景観です。本市の発展を見守ってきた、歴史的・文化的価値をもった不変の都市景観として市民のふるさと意識を育てています。

■ 磯地区の歴史景観

磯地区は、島津氏別邸「仙巖園」のほか、幕末をしのばせる反射炉跡、旧集成館機械工場（現 尚古集成館）などの近代化遺産が豊富であり、我が国の近代化の始まりが感じられる、本市の誇りともいえる場所です。

■ 斜面緑地を背景とした、錦江湾・桜島からの市街地景観

錦江湾を隔てて歴史的発展や活力が感じられる市街地が見え、その背景には斜面緑地が控えています。見る場所によっては、斜面緑地の上部に住宅団地、さらにその奥に山並みを見渡すことができ、本市特有の地形の有様を感じることができます。



城山から桜島への眺望



歴史的建造物が残る磯地区



桜島フェリーから市街地への眺望

このほか本市の“大事な景観”として、市民アンケート、「鹿児島市都市景観懇話会」、平成18年度実施の「かごしま市景観づくり会議」等において、次の景観があげられています。

【その他本市の景観の特色】

■ 河川、斜面緑地、山林などが身近に感じられる景観

■ 田の神など歴史的景観資源や路面電車、フェリーなど鹿児島を印象付ける景観資源が醸し出す地域の雰囲気(田の神のある田園景観、本港区・与次郎ヶ浜地区のウォーターフロント、鹿児島中央駅とナポリ通り など)

以上のことから、鹿児島らしい景観のイメージを次のように表現します。

鹿児島らしい景観

～錦江湾に浮かぶ桜島、薩摩の歴史を感じるまちなみ～
鹿児島島の風土や歴史に培われた地域資源が醸し出す景観

【特色ある各地域の景観】



伊敷ニュータウン



吉野町田園景観



大原地区フラワーロード



鹿児島港本港区



石橋記念公園



南洲門前通り



与次郎ヶ浜地区



谷山神社からの眺望



桜島港一帯



喜入中名町のノリ養殖



八重の棚田



熊ノ小路茶団地

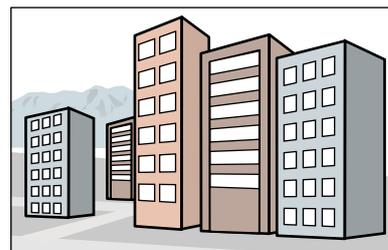
(2) 景観の主な課題

本市では、平成元年にガイドプランを策定し、これまで2回の見直しをはじめ、「市電センターポール事業」「歴史と文化の道整備事業」「みなと大通り公園整備事業」など、様々な景観施策に取り組んでいます。

しかし、景観条例やこれに基づく具体的な基準などがなかったこともあり、主に次のような課題があります。

1 桜島等への眺望を阻害する中高層マンションの増加

・市街地を中心に中高層マンションの建設が続いており、平坦部から桜島への眺望が阻害されてきています。このままでは、台地上からの桜島・錦江湾への眺望も阻害されるおそれが出てきています。



高層マンション群

2 幹線道路沿道を中心とした派手な色彩の店舗、屋外広告物の立地

・全市的に派手な色彩の店舗や屋外広告物が見られますが、特に幹線道路沿道では大規模店舗や派手な色彩の店舗、大型の屋外広告物が目立ってきており、今後、郊外部への立地も懸念されます。

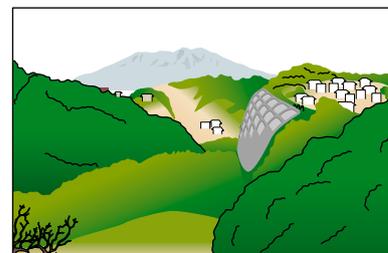


幹線道路沿道の大規模店舗

3 開発等による斜面緑地の分断、緑地の減少

・市街地平坦部から眺めることができる斜面緑地は、崖崩れ対策の工事や新たな住宅地の開発などにより、連続性が分断されているところがあります。

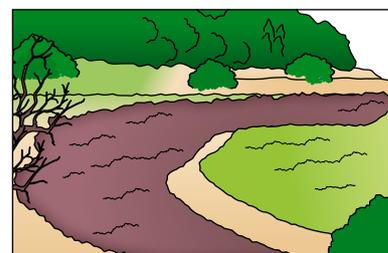
・市の中心部に近接する地域では、その立地性から開発による緑地の減少が進むことが予想されます。



開発等により連続性が分断された緑地

4 田園景観を阻害する耕作放棄地の増加

・農村地域については、農地の荒廃が指摘されており、今後、農業後継者の不足による耕作放棄地の増加が予想されます。



耕作放棄地

このように全市的に景観の課題があることから、これらに対応した実効性のある全市的なルールづくりとともに、地区を指定して、市全体の良好な景観づくりを牽引する、先導性の高いモデル的な景観づくりが必要となっています。

3 景観計画策定の基本的な考え方

(1) 景観計画策定に向けての4つの視点

前項までに整理した本市の景観形成を取り巻く主な課題、景観の現状を踏まえ、効果的かつ効率的な景観形成の推進を見据えた景観計画策定に向けて、次の4つの視点を設定します。

景観計画策定に向けての4つの視点

- 1 『活火山“桜島”』眺望確保
- 2 地形、歴史、風土が醸し出す『鹿児島らしい』景観の保全
- 3 『市民、事業者が主体』の景観づくり
- 4 『国際観光都市 鹿児島島の景観』情報発信

1 『活火山“桜島”』眺望確保

◆ 鹿児島のシンボル“錦江湾に浮かぶ桜島”への眺望を守る

錦江湾のほぼ中央に威風堂々と鎮座し、市内のいたるところから雄大な姿を垣間見ることのできる桜島は、名実共に鹿児島のシンボルです。

上位関連計画においても、桜島・錦江湾を望むパノラマ景観は本市を代表する資源として位置づけられており、特に、城山展望台から桜島への眺望は、市民アンケート、ワークショップ等による市民意向でも、守り、生かしたい最も重要な景観としてあげられています。

そこで、指定した視点場からの桜島・錦江湾への眺望を守るため、建築物等の高さ、まちの緑化、色彩などについて市民に配慮を求め、さらに魅力的な景観へと育てていきます。

2 地形、歴史、風土が醸し出す『鹿児島らしい』景観の保全

◆ “鹿児島らしさ”を醸成する“骨格景観”を守り育てる

錦江湾に浮かぶ桜島への眺望と共に、桜島、錦江湾、平野部、台地、山地へと続く雄大な地勢、本市の骨格となる甲突川をはじめとした無数に流れる河川、長い海岸線、幹線道路・シンボルロードなどの骨格景観は、鹿児島らしさを醸成する大きな要素です。

そこで、全市域を対象とした景観計画の策定により景観施策の実効性を高め、まちなみ景観の全市的な底上げを図るとともに、斜面緑地やウォーターフロントなど“鹿児島らしさ”を醸成する“骨格景観”を守り、育てていきます。

◆ 日本近代化の地“維新のまちの景観”を守り育てる

本市は、近代産業発祥の地の一つであるとともに、西郷隆盛をはじめ、数多くの明治維新の英傑を輩出するなど、近代日本の礎を築いたまちであり、様々な歴史資源が残されています。これら歴史資源は、鹿児島を象徴する大きな要素です。

そこで、景観法の活用により歴史景観の保全を図るとともに、歴史性を生かした整備を推進し、“維新のまちの景観”を守り、育てていきます。

◆ “鹿児島らしさ”の底力となる風土・文化が育む“身近な景観”を発掘し育てる

景観の魅力に厚みを増し、市民が愛着と誇りの持てる鹿児島らしさを醸成していくためには、風土・文化が育む身近な生活景観の底上げが不可欠です。

そこで、身近な生活・文化景観を再認識・情報共有し、市民一人ひとりが意識的に景観づくりに取り組むことにより、“鹿児島らしさ”の底力となる風土・文化が育む“身近な景観”を発掘し、育てていきます。

3 『市民、事業者が主体』の景観づくり

◆ 市民、事業者を主体に行政も一体となって取り組む景観づくり

市民ニーズに合った景観づくりやまちの隅々まで行き届いたきめ細かな景観づくりを進めるためには、市民、事業者の主体的な取り組みと行政の支援が不可欠です。

そこで、一人ひとりが、良好な景観は市民共有の財産であると認識し、景観に対する知識、自ら景観づくりを実践するという意識を高め、市民、事業者を主体に行政も一体となって景観づくりを進めていきます。

4 『国際観光都市 鹿児島島の景観』情報発信

◆ 観光振興にもつなげる“景観”の魅力を発信する

人口減少時代の到来により、交流人口の増加を図ることが地域活性化にとっての重要な課題となっています。この現状を踏まえ、上位関連計画においても、観光振興・交流促進による活力・賑わいの創出が大きなテーマとなっています。

そこで、「鹿児島市観光未来戦略」に資するよう、主要な観光地周辺等の景観づくりを進めるとともに、地域の景観の魅力を観光振興にもつなげるように効果的に発信します。

【景観計画・景観条例などにより取り組む施策】

景観計画策定に向けての主な視点		施 策
大項目	小項目	
1『活火山“桜島”』 眺望確保	◆ 鹿児島島のシンボル “錦江湾に浮かぶ桜島” への眺望を守る	<ul style="list-style-type: none"> ■◇眺望確保範囲の指定・高さ規制、屋上緑化、色彩誘導等 ●◇屋外広告物の規制誘導
	◆ “鹿児島らしさ”を醸成する “骨格景観”を守り育てる	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模建築物の景観誘導 ●◇沿道の屋外広告物の規制誘導 ● 斜面緑地の保全 ●◇屋上緑化の促進 ● 公共建築物周辺の緑化促進 ● 公共建築物の外構の植栽緑化推進 ● 主要幹線道路等の景観重要公共施設への指定による保全・育成 ● 開発行為、土石の採取、屋外での土石等の堆積などにおける安全性にも配慮した基準の設定
2 地形、歴史、風土 が醸し出す 『鹿児島らしい』 景観の保全	◆ 日本近代化の地 “維新のまちの景観”を 守り育てる	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観形成重点地区の指定 ◇ 景観保全型広告整備地区の指定 ◇ 広告物協定地区の指定 ■ 歴史資源の景観重要建造物等への指定による保全・活用 ■◇建築物等のライトアップによる夜間景観の演出の促進
	◆ “鹿児島らしさ”の底力 となる風土・文化が育む “身近な景観”を発掘し 育てる	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域で親しまれている良好な景観資源の景観重要建造物等への指定による保全・活用 ■ 地域景観資源の発掘・活用 ■ 身近な眺望点の発掘・活用 ● 事業所の建物、看板等のデザインや色彩の周辺への配慮 ●◇屋上や道路に接する場所等での緑化促進 ●◇屋外広告物の規制誘導 ■ 景観形成重点地区の指定
3『市民、事業者が 主体』の 景観づくり	◆ 市民、事業者を主体に 行政も一体となって 取り組む景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域景観づくり会議、景観協議会の設置 ○ 市民・市の協働による景観形成重点地区景観計画の策定、景観地区等の指定・色彩推奨基準の設定 ○ 景観法関連活動等への支援 ○ 建築文化賞等の顕彰制度の充実
4『国際観光都市 鹿児島島の景観』 情報発信	◆ 観光振興にもつなげる “景観”の魅力を発信する	<ul style="list-style-type: none"> ■◇建築物等のライトアップによる夜間景観の演出の促進 ■◇観光地・観光ルート周辺等の景観づくりと情報（魅力）発信

- …景観計画により取り組む施策
- …景観条例により取り組む施策
- …景観計画と景観条例により取り組む施策
- ◇…他法他施策により取り組む施策

【課題と現状から導かれる景観計画策定に向けての4つの視点】

本市の景観形成を取り巻く主な課題及び景観の現状

社会背景等からくる課題

市民活動を生かした効果的、
効率的な景観づくりの推進

景観法による景観行政の
実効性強化

新幹線全線開業に向けて
観光振興を後押しする
景観づくり

市町村合併により市域となった
山並み、田園景観の保全

市民ニーズ：アンケート、ワークショップ等でのご意見

錦江湾・桜島への眺望景観の保全
(城山などの高台から、市街地平坦部から)

市街地景観の保全
(市電沿線、斜面緑地等)

歴史景観の保全・活用
(歴史と文化の道等)

水辺景観の保全
(甲突川、ウォーターフロント)

埋もれた歴史的景観資源の
発掘・保全・活用

幹線道路沿道景観の改善

田園景観の保全

高さ・色彩・意匠・広告物・
緑のルールづくり

モラルの向上に向けた
意識啓発

景観の現状

主な特徴・魅力

城山展望台などからの
錦江湾に浮かぶ桜島への眺望

磯地区の歴史景観

斜面緑地を背景とした
錦江湾・桜島からの市街地景観

主な課題

桜島・錦江湾への眺望を妨げる
中高層マンション

幹線道路沿道をはじめとした
派手な色彩の建築物・広告物の立地

市街地や近接する地域の開発による
斜面緑地の分断、緑地の減少

田園景観を阻害する
耕作放棄地の増加

実効性のある制度
(条例、計画)づくり

先導性の高い
モデル的な景観づくり

景観計画策定に向けての 4つの視点

1

『活火山“桜島”』
眺望確保

2

地形、歴史、風土が醸し出す
『鹿児島らしい』
景観の保全

3

『市民、事業者が主体』
の景観づくり

4

『国際観光都市
鹿児島島の景観』
情報発信

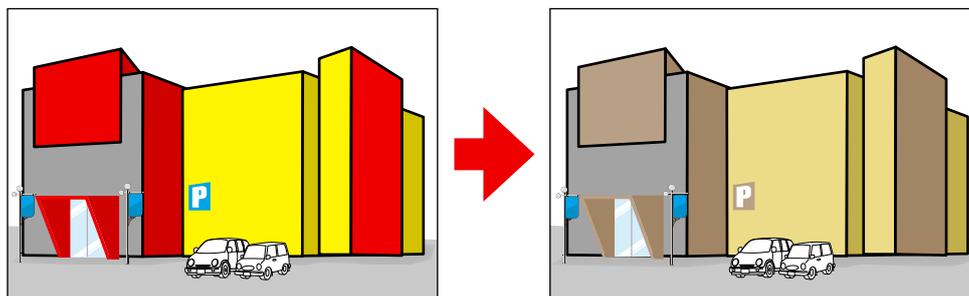
(2)景観計画の策定方針

前項の景観計画策定に向けての4つの視点を踏まえ、主な特徴・魅力や課題に対応した景観形成を図るため、景観計画策定の基本的考え方を次のとおりとします。

◇身近な景観の形成(全市域で緩やかな景観誘導)

【建築物・屋外広告物等への緩やかな色彩基準】

派手な色彩の店舗や屋外広告物が全市的に散見されますが、特に幹線道路沿道に乱立が見られ、今後、郊外部への立地も懸念されます。このようなことから、色彩による景観阻害を改善・予防するために、全市的に建築物・屋外広告物等への緩やかな色彩基準を設けます。



景観の改善イメージ

【緑化・緑地保全に向けた景観誘導】

開発等により減少する緑の再生、斜面緑地の保全が必要であることから、緑化や緑地保全についても効果が現れるように景観誘導を行います。

【届出対象行為の設定】

届出が景観を意識させる機会になるとともに、届出の際に景観形成を誘導することができることから、届出の対象となる建築物や開発行為などの規模を定めます。



武岡の美術館から見た城山の緑地

【色彩は数値基準】

景観形成基準では、色彩について数値基準を定めます。建築物等の高さ、形態・意匠、緑化などについては定性的な基準（配慮規定）を定め、届出時の協議のポイントとし、景観誘導を行います。

◇鹿児島らしい景観の形成(景観形成重点地区に指定後、地域特性にあった景観誘導)

広く市民が大切に思い、観光客にも親しまれている「城山展望台等からの桜島への眺望」や「磯地区の歴史景観」などは本市特有の景観ですが、これらを保全するためには、地域の景観特性に合わせた具体的、かつ、住民の協力が得られる景観形成基準（建築物等の高さや色彩など）が必要です。

そこで、全市域を対象とした景観計画の策定後、景観づくりを進めるとして合意が図られた地区から順次、住民等との協働により基準（地区の景観計画）を検討し、地区の景観計画の策定をもって景観形成重点地区に指定するという段階的な景観形成を図ります。

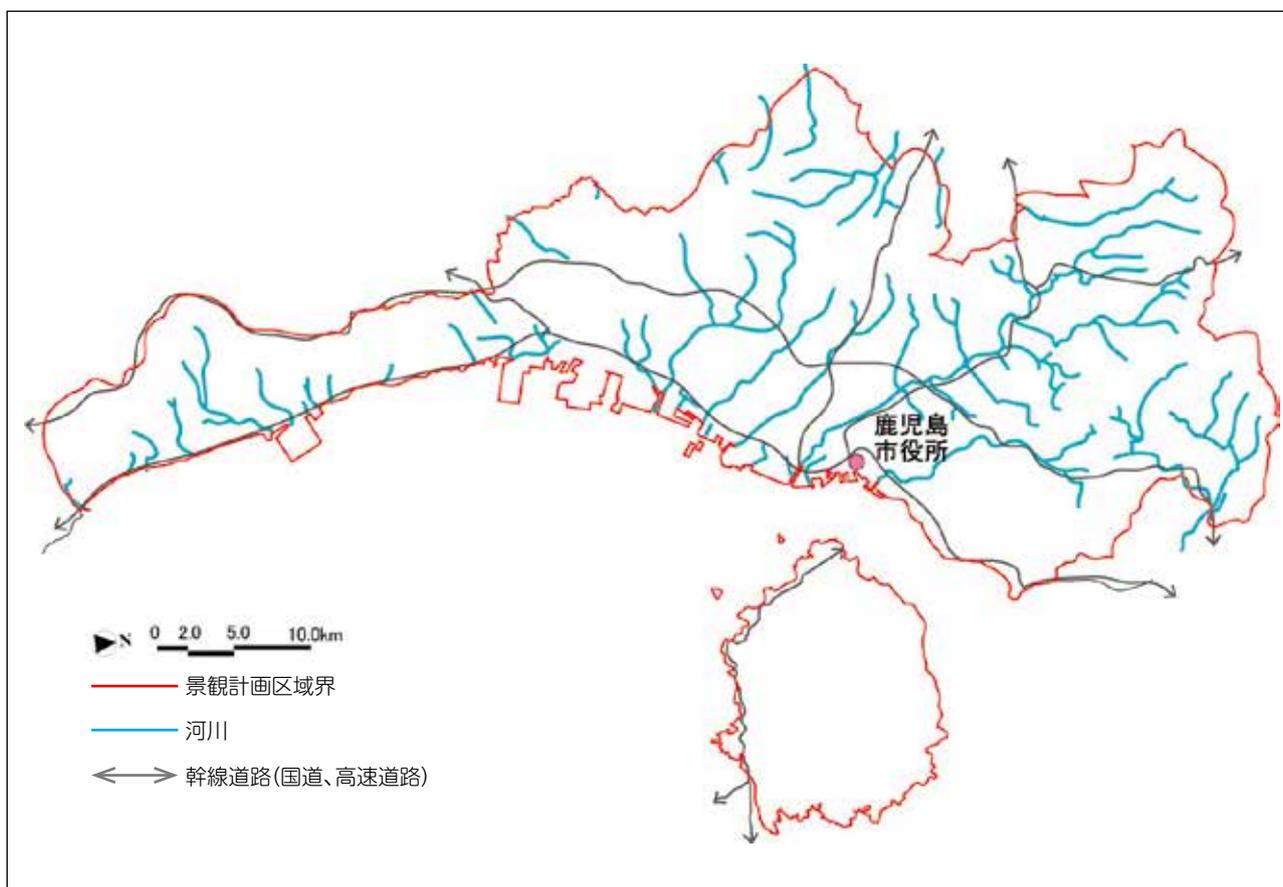
全市域を景観計画区域に指定

景観を阻害する派手な色彩の店舗や屋外広告物が散見されるとともに、開発等による斜面緑地の分断や緑地の減少が進むことが予想されるなど、全市的に見られる課題があります。

また、景観の魅力の向上は、観光地など一部の地域に限ったものではなく、それぞれの地域が地形的特色や歴史・文化的な景観資源の活用などにより行うものであり、このような取り組みが市全体で行われることによってガイドプランの目標像「愛着と誇りが持てるふるさとかごしまの景観」が実現するものと考えられることから、全市域を景観計画区域とします。

ただし、景観形成重点地区に指定した区域については、鹿児島市景観条例第6条第2項の規定により本景観計画区域から除き、当該景観形成重点地区について定めた景観計画に基づき景観形成を推進します。

【景観計画区域】



本計画は、ガイドプランを踏まえ、愛着と誇りが持てるふるさとかごしまの景観づくりに向けて、より具体的な方向性、景観ルール等を定めるものですが、そのガイドプランが景観法の制定などを踏まえた見直しを行ってきていることから、本計画の良好な景観の形成に関する方針は、ガイドプランに定めている都市景観形成の目標と方針を踏襲します。

第1節 景観形成の目標

1 個性ある骨格景観の形成により、「鹿児島らしさ」を創りあげます。

ふるさと意識を育む錦江湾や桜島への雄大な眺望と錦江湾に接するウォーターフロント、市街地の背景となる斜面緑地と山並み、全市を貫く幹線道路や河川の景観は、市民の生活や日常の活動と密接に結びつき、鹿児島らしさを際立たせる重要な景観の骨格（骨格景観）となるものです。

このような骨格景観を基盤にして、積極的な市民・事業者の参画によって景観整備事業を実施し、景観形成を進めます。

2 地域のまちづくり計画と連携し、地域の魅力を引き出す景観形成を推進します。

錦江湾や桜島と一体となった市街地や台地上に開発された住宅地、山並みの自然環境に囲まれた農村集落や田園風景などは、都市形成の歴史や地形的特色から、個性的な景観をつくっています。

こうした地域の魅力や特徴を引き出すために、まちづくり計画と連携し、各々の個性を大切に景観形成を目指します。

また、安全な空間づくりは全ての人にとってやすらぎを与え、地域の魅力を高めます。多くの人が集まる場所では、ゆとりある空間の確保やバリアフリーの推進等、人にやさしいまちづくりを進め、誰もが魅力的に感じる景観の形成を目指します。

3 地域の景観資源を活用し、景観の魅力の向上を図ります。

ふるさとかごしまのイメージにふさわしい景観形成を進めるため、錦江湾や桜島と一体となった市街地の景観形成、市街地周辺での田園景観など自然と共生する都市景観の形成、まちの歴史の掘り起こしや先人から引き継がれてきた歴史・文化資源などの保全・活用により景観の魅力の向上を図ります。

また、船舶や路面電車、地域の保存樹などの鹿児島ならではの景観資源の活用や夜間の景観へも配慮をし、安全で快適で魅力ある景観の向上を目指します。

4 市民・事業者・行政が協働して、みんなが誇れる景観形成を進めます。

観光客等の来訪者が訪れる景観を創造するためには、まず市民が誇れる景観にする必要があります。

そのために、市民・事業者・行政が協働して建物の形態、色彩、屋外広告物等のルールづくり、不法駐輪、不法投棄の防止やポイ捨て禁止など、主体的、積極的な取り組みを行い、みんなが愛着と誇りを感じる景観を目指します。

第2節 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえ、景観形成の基本方針を設定します。

【景観形成の目標と基本方針】

景観形成の目標	景観形成の基本方針
1 個性ある骨格景観の形成により、鹿児島らしさを創りあげます。	① 骨格景観の要素を組み合わせ、観光振興にもつなげる個性ある景観づくりを推進します。
2 地域のまちづくり計画等と連携し、地域の魅力を引き出す景観形成を推進します。	② 地域の顔づくりやまちなみの整備等、それぞれの特性に応じた景観形成を推進します。
3 地域の景観資源を活用し、景観の魅力の向上を図ります。	③ 誰もが安心して暮せる景観づくりを推進します。
4 市民・事業者・行政が協働してみんなが誇れる景観形成を進めます。	④ 豊かな自然や田園、貴重な歴史・文化資源を生かした景観形成を推進します。
	⑤ 道路や公園、眺望など地域を特徴づける景観資源を生かし、個性豊かな景観形成を推進します。
	⑥ 良好な景観形成を進めるためのルールづくりを促進します。
	⑦ 景観形成に関する意識やモラルの向上を図ります。
	⑧ 市民参加の景観形成を推進します。

1 骨格景観の要素を組み合わせ、観光振興にもつなげる個性ある景観づくりを推進します。

鹿児島らしさを際立たせる景観形成を進めるために、本市の景観の構造を浮き彫りにしたものが骨格景観です。地形的なまとまりや景観的な特徴、市民の活動などから「景観域」、「エリア」、「ゾーン」、「軸」、「拠点」に区分し、ガイドプランに設定しています。これらを組み合わせ市民や観光客が分かりやすい個性ある景観づくりを推進します。

2 地域の顔づくりやまちなみの整備等、それぞれの特性に応じた景観形成を推進します。

地区の特性や個性を生かした良好な景観を創出していくために、コミュニティ単位や将来のまちづくり計画と整合の図れる適切な単位で、きめ細かな景観形成を推進します。

住宅地、商業地、工業地など、それぞれの地域においてまちなみに調和した色彩や建物デザイン、緑豊かなまちなみの創出等により調和とまとまりの感じられる景観形成を推進します。

3 誰もが安心して暮らせる景観づくりを推進します。

誰もが利用しやすい都市空間は、良好な景観を構成する重要な要素の一つです。

ゆとりあるまちなみづくりやバリアフリー化を進め、誰もがいきいきと活動できるまちをつくる必要があります。このことを踏まえ、市民が誇れるひとにやさしい景観の創出を推進します。

また、街灯の設置や施設のライトアップなどにより防犯性など夜間の安全性の向上と夜間の景観の魅力向上を促進します。

4 豊かな自然や田園、貴重な歴史・文化資源を生かした景観形成を推進します。

良好な自然環境が集まる場所では、その保全・継承を推進します。

また、田園景観などの保全や市街地内の緑化の推進、水辺空間の保全・再生などにより、自然環境と共生が図れる景観形成を推進します。

市街地内に残る歴史・文化資源の発掘、歴史的な雰囲気を残すまちなみの継承や創造、史実や地名などの活用により、歴史・文化資源を生かした景観形成を推進します。

5 道路や公園、眺望など地域を特徴づける景観資源を生かし、個性豊かな景観形成を推進します。

フェリーや離島航路などの船舶や、市電、祭り、身近な眺望点などの地域ならではの景観資源を景観形成に活用します。

また、道路や鉄道などの沿道景観も地域らしさを感じさせる景観として、周辺の建築物などとの調和を図ります。

さらに、公共施設や道路、公園などの公共空間整備による景観形成により、地域の個性を積極的に取り入れ、個性豊かな景観形成を推進します。

6 良好な景観形成を進めるためのルールづくりを促進します。

良好な景観を創出するために、屋外広告物・建築物の大きさや色彩の誘導、建築物周辺の緑化等によるゆとりある歩行者空間の確保等のルールづくりを促進します。

こうしたルールづくりは、市民・事業者・行政がお互いの役割を理解しながら進めていきます。

7 景観形成に関する意識やモラルの向上を図ります。

景観は、市民の日常生活に密接に結びついています。

市民が誇れる景観を創り上げていくためには、建築物の建築時の景観に配慮する意識が重要です。また、不法駐輪、ごみの不法投棄やポイ捨てなども景観を損ねる大きな要素です。これらは、景観に対する市民意識の向上によっても改善されます。

そのため、景観に関するシンポジウムや講演会などを開催し、さらにパンフレットの配布などにより啓発活動に努めます。

8 市民参加の景観形成を推進します。

市民意向に合った景観を形成するためには、計画づくりの段階から市民が主体的に参加することが必要です。また、身近な地区の景観づくりにおいては、市民・事業者が地域で連携し、景観づくりを進めていくことが望まれます。これらの市民参加により、まちへの愛着が高まり、住む人、訪れる人が魅力を共感できる地域づくりにつながっていきます。

そのために行政は、公共事業の計画段階における市民参加の機会拡大や、自主的な景観形成のルールづくりの支援策などを検討し、市民参加による景観形成を推進します。

第3節 ゾーンごとの景観形成方針

本市域（景観計画区域）を、景観特性に対応した“らしさ”を創りだすための面的なまとまりとして、ガイドプランに設定する4つの『ゾーン』に区分し、それぞれの景観形成の方針を設定します。

なお、景観形成重点地区については、これらとは別に、それぞれの地区の景観計画の中で、景観形成の方針を設定していきます。



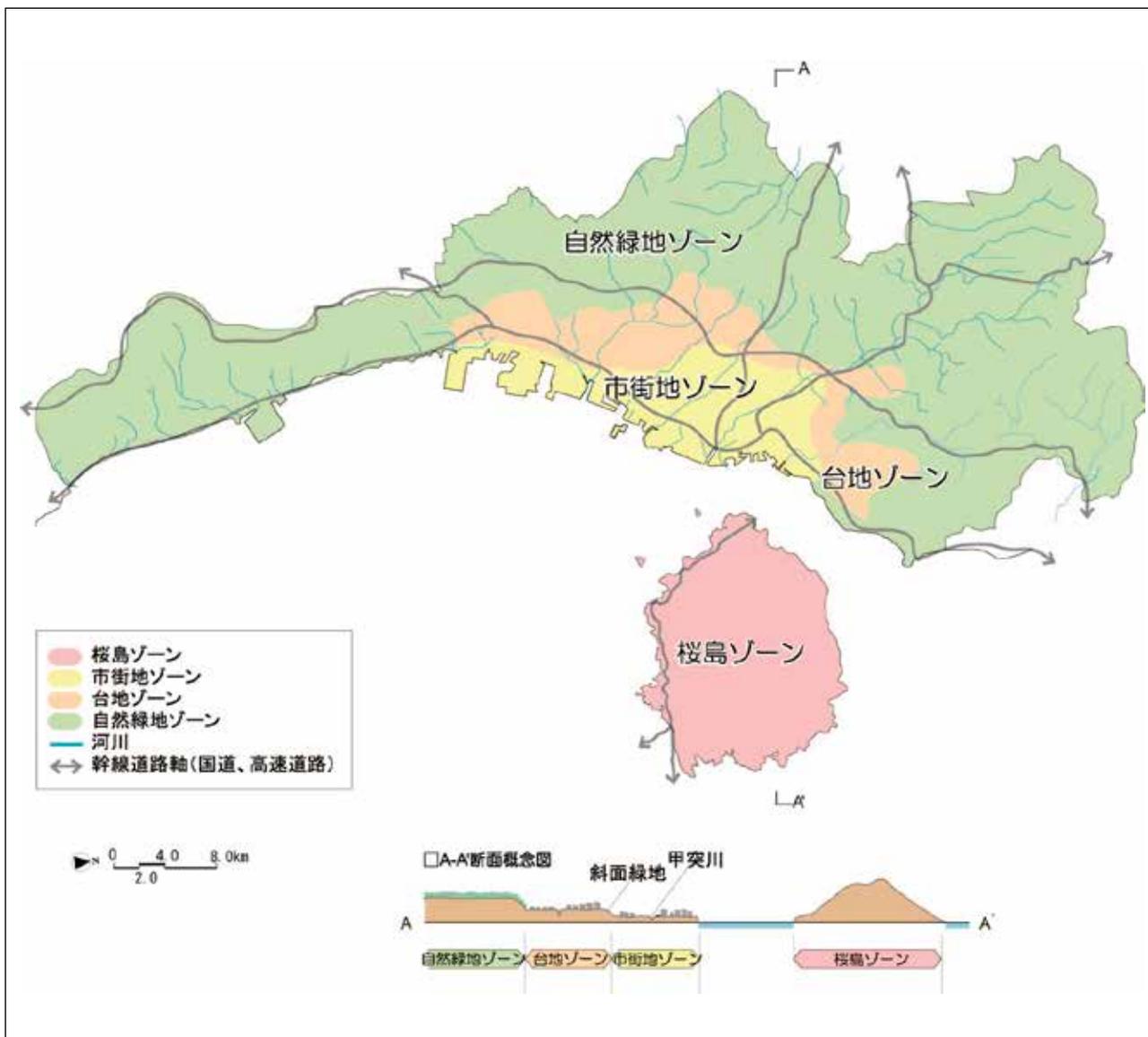
桜島ゾーン

市街地ゾーン

台地ゾーン

自然緑地ゾーン

【景観計画区域のゾーン区分】



1

◆ ゾーンの概況

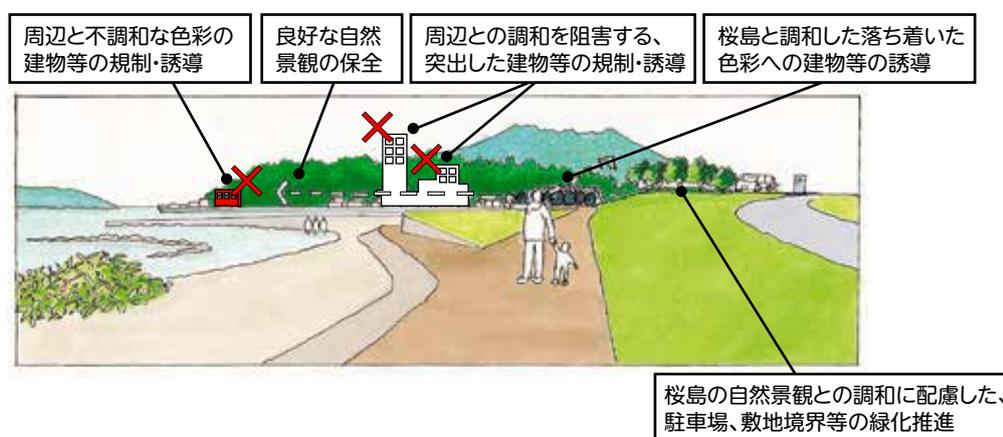
本市を代表する雄大な桜島を中心とするゾーンで、眺望景観の対象となる景観資源となっています。

◆ 景観形成方針

桜島の有する良好な自然景観、錦江湾と一体となった眺望景観を保全します。

- ・ 自然緑地の保全
- ・ 錦江湾と一体となった桜島の眺望景観の保全
- ・ 桜島の斜面緑地を阻害しないような建築物等によるまとまりのある景観の形成

【イメージ】



2 市街地ゾーン

◆ ゾーンの概況

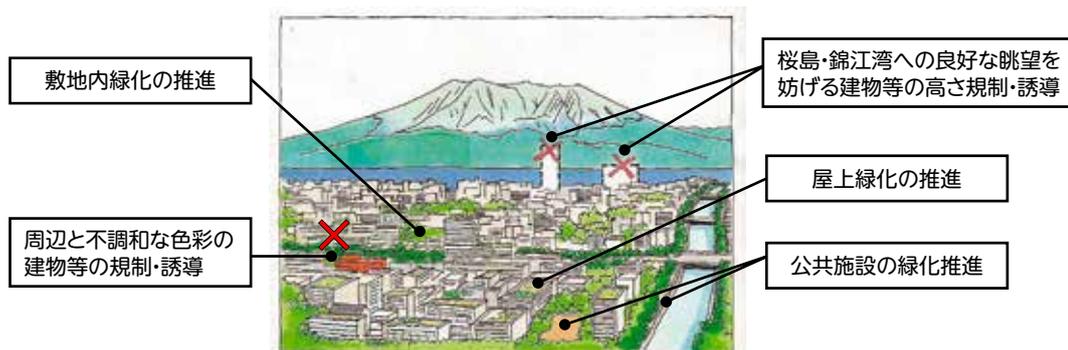
台地の斜面緑地と錦江湾にはさまれた平地部に広がる市街地は、その周辺から眺望する鹿児島島のまちの特徴を印象づけるものとなっています。

◆ 景観形成方針

桜島・錦江湾と台地・山並みの連続性や周囲からの眺望に配慮した景観形成を図ります。

- ・ 多様な都市機能の集積に対応した秩序ある景観の形成
- ・ 海との近接性や台地からの眺望景観等に配慮した景観の形成

【イメージ】



3 台地ゾーン

◆ ゾーンの概況

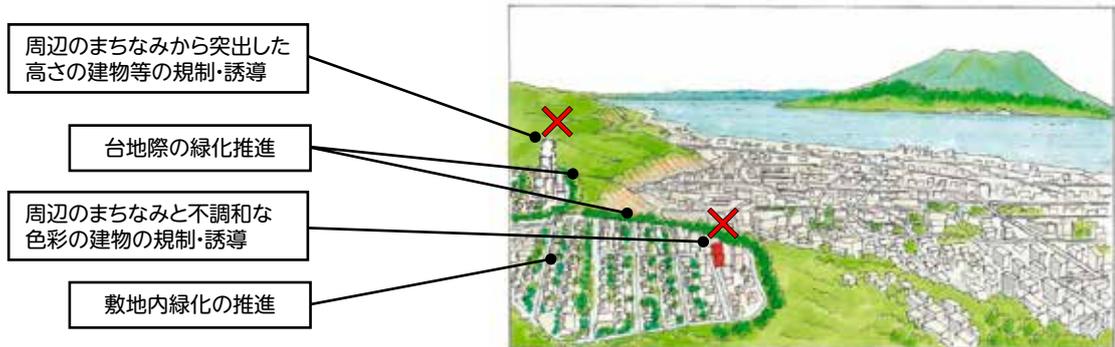
市街地の背景となり、鹿児島島の地形的な特徴を現しています。台地上には、開発団地が立地しています。

◆ 景観形成方針

開発団地等の良好な住宅地景観を保全し、地域の特性にふさわしい個性ある景観を形成します。

- ・良好な居住環境の保全・維持
- ・団地相互からの眺望に配慮した台地上のまちなみの景観誘導

【イメージ】



4 自然緑地ゾーン

◆ ゾーンの概況

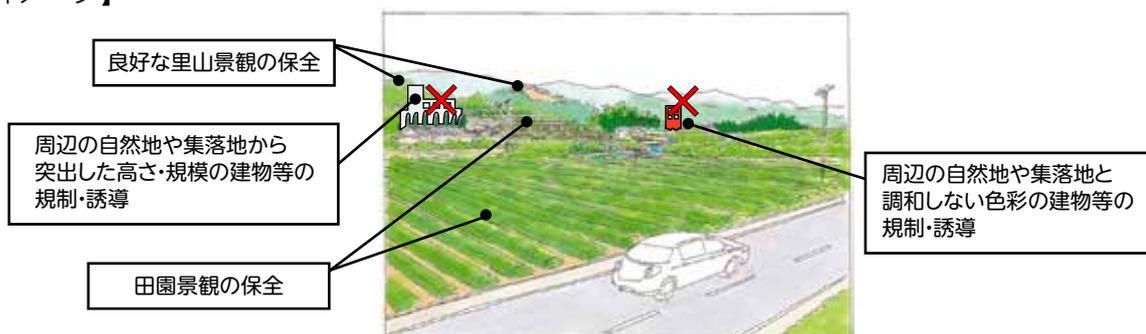
市の西側に広がる自然緑地で、三重岳や八重山をはじめとする山並みが連なり、シンボルとなる甲突川の水源等も有し、本市の豊かな自然環境の骨格を形成しています。山並みの緑を背景に、棚田や茶畑など特徴的な田園景観があります。自然緑地や農地と調和する集落地は、本市のふるさとも感じる景観の一つとなっています。

◆ 景観形成方針

市街地を取り囲む良好で特徴的な自然、田園の景観を保全します。

- ・山並みを背景とする棚田や茶畑等、川沿いに広がる豊かで特徴的な田園景観の保全
- ・集落地を取り囲む自然、田園環境と調和し共生する景観の形成

【イメージ】



第4節 景観形成重点地区候補地の景観形成方針

1 景観形成重点地区候補地

本市は、ほかでは見られない（全国的にあまり見られない）本市特有の景観や、歴史的価値のある建造物などを含む本市における数少ない景観を有する地区を景観形成上重要な地区として、本計画に景観形成重点地区候補地と位置づけます。

景観形成重点地区候補地では、住民が一体となって景観づくりを進めていくとして合意が図られた後、住民等との協働により地区の景観計画を検討し、その策定をもって景観形成重点地区に指定することとします。

※景観形成重点地区候補地に位置づけられていない地域であっても、景観資源を有し、これを核に景観形成を進めるとして合意が図られた場合は、同様に地区の景観計画を検討し、その策定をもって景観形成重点地区に指定することとします。

2 景観形成重点地区候補地の設定

ガイドプラン見直しの際に行った市民アンケートやワークショップ、また、18年度実施の「かごしま市景観づくり会議」の意見を参考に、次の8地区を景観形成重点地区候補地とします。

① 歴史と文化の道地区

鶴丸城跡を中心に歴史資源を生かし、品格と統一感のある景観づくりを進めます。

② 桜島玄関口及びウォーターフロント地区

市街地から眺められる桜島入口一帯及び桜島から眺められる市街地ウォーターフロント一帯を海の玄関にふさわしい、海からの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

③ 南洲門前通り地区

かごしま発祥の地・上町の歴史的雰囲気을これからも大事にし、風格とまとまりのある景観づくりを進めます。

④ 磯地区 ※平成26年4月1日 景観形成重点地区指定

歴史的雰囲気が漂う建造物と周辺の美しい自然を一体的に保全し、活用した景観づくりを進めます。

⑤ みなと大通り公園地区

斜面緑地や港への眺望に配慮した、緑のシンボル軸としての景観づくりを進めます。

⑥ 住吉町石造倉庫群地区

歴史的雰囲気が漂う石造倉庫群を保全し、活用した景観づくりを進めます。

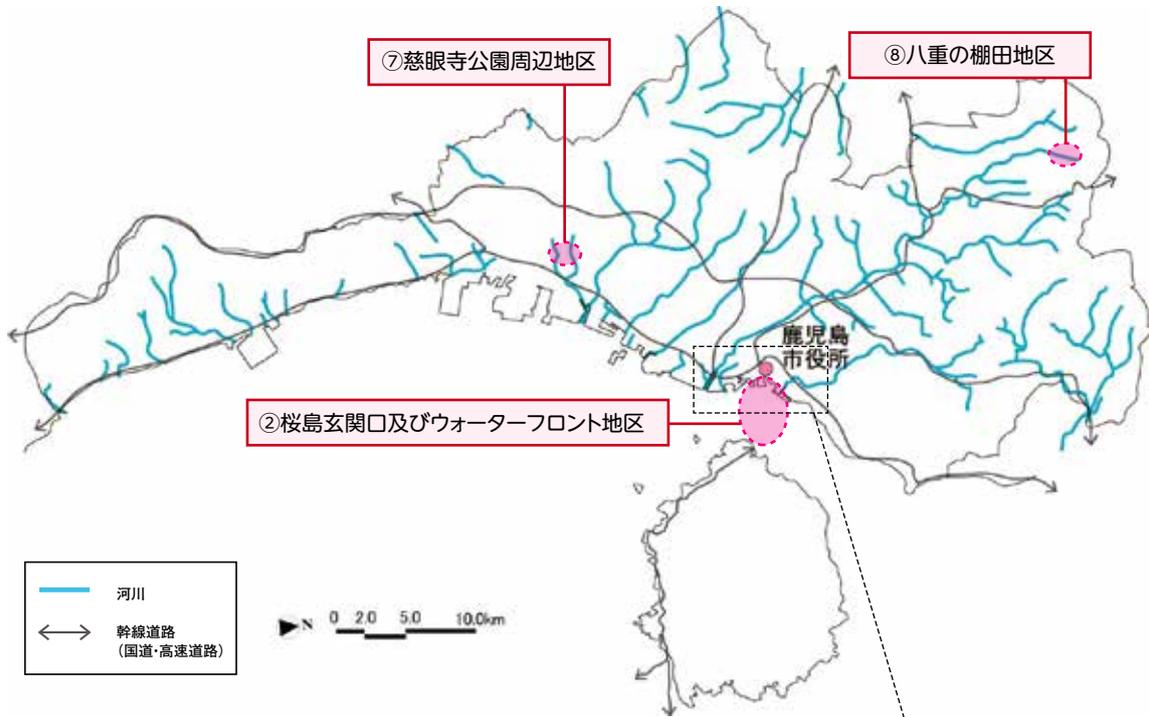
⑦ 慈眼寺公園周辺地区

慈眼寺公園を中心とした周辺の歴史的雰囲気を守り、育てる景観づくりを進めます。

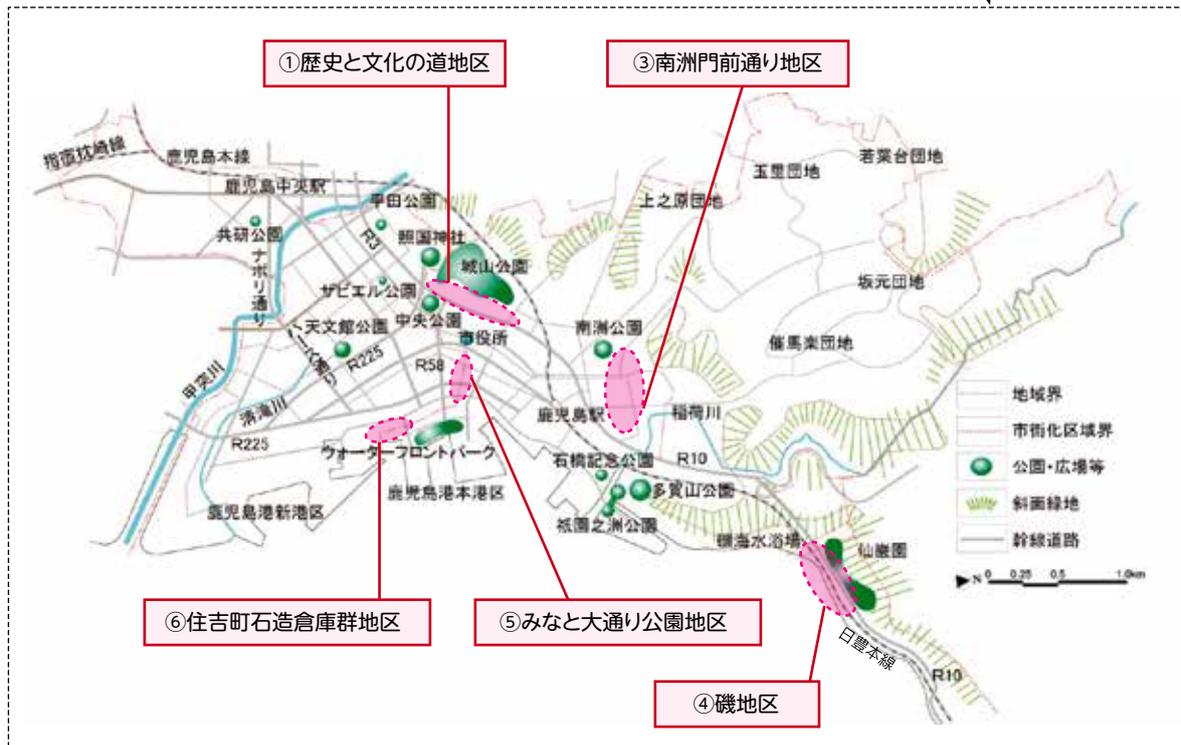
⑧ 八重の棚田地区 ※平成25年10月1日 景観形成重点地区指定

山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望を一体として保全する景観づくりを進めます。

【景観形成重点地区候補地の位置図】



【拡大図】



※平成20年6月1日現在

3 景観形成重点地区候補地の概要

① 歴史と文化の道地区

◆ 特色

- ・鶴丸城跡や県立博物館考古資料館などの歴史資源が地区内に点在し、歴史的雰囲気醸し出しています。
- ・石畳の道路など、歴史的雰囲気に配慮した景観整備がなされています。
- ・城山の斜面緑地、街路樹など、まちなみ内の緑が一体となって潤いある景観を形成しています。
- ・市立美術館、かごしま近代文学館・メルヘン館、県立図書館などの文化施設が集積しています。

◆ 課題

- ・歴史的雰囲気や城山の斜面緑地と不調和な色彩・意匠の建築物、広告物等が見られます。
- ・石垣や史跡など、あまり知られていない隠れた歴史資源を活用する必要があります。



市立美術館前



市立美術館前交差点から城山方向



歴史と文化の道



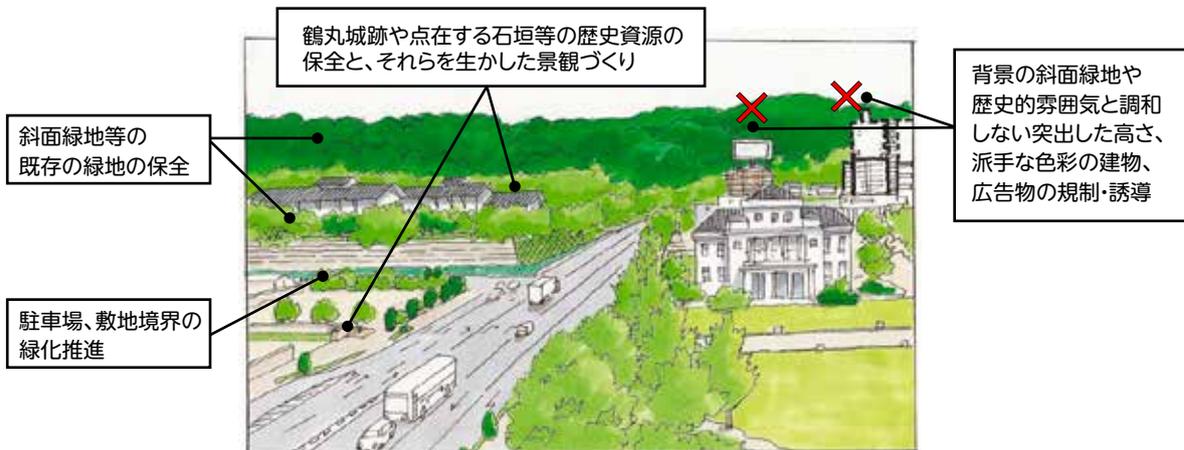
照国大通り

◆ 景観形成の基本方針

鶴丸城跡を中心に歴史資源を生かし、品格と統一感のある景観づくりを進めます。

- ・歴史的雰囲気や背景の斜面緑地と調和しつつ、意匠にまとまりのあるまちなみ景観の形成
- ・歴史資源の発掘と保全・活用による歴史的雰囲気のある景観の形成

【イメージ】



② 桜島玄関口及びウォーターフロント地区

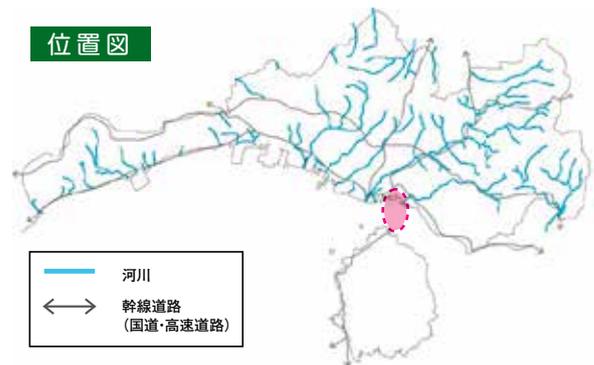
◆ 特色

- ・ 錦江湾・桜島側からは、市街地とその背景の斜面緑地・山並みが一体となった眺望景観が広がっています。
- ・ 中心市街地側のウォーターフロントからは、錦江湾に浮かぶ桜島という雄大な眺望景観が広がっています。
- ・ 中心市街地側は、かごしま水族館、ドルフィンポートなどがウォーターフロントの景観に特徴を与えています。

◆ 課題

- ・ 鹿児島港・桜島港フェリーターミナルの周辺は海の玄関にふさわしいまちなみの形成が必要です。
- ・ 錦江湾上から見たとき、高層建築物等の立地により、背景の斜面緑地の見える部分が減少してきています。

位置図



フェリーから本港区方向



フェリーから桜島方向



かごしま水族館



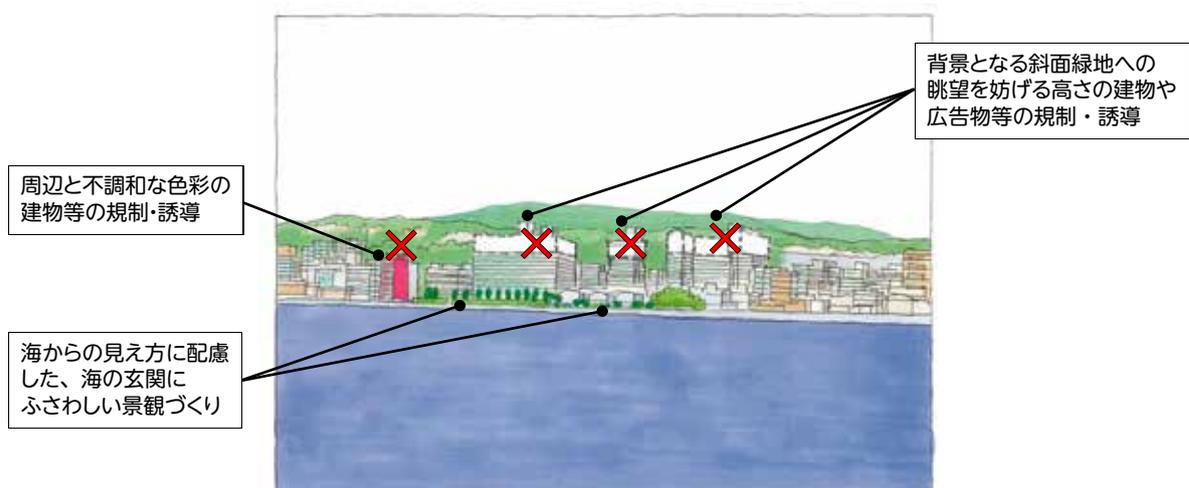
桜島港フェリーターミナル周辺

◆ 景観形成の基本方針

海の玄関にふさわしい、海からの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

- ・ 建築物の高さ・色彩、広告物の規制による、錦江湾からの斜面緑地を背景とする市街地への眺望景観の保全
- ・ ターミナル周辺施設の再整備や周辺のまちなみ景観の誘導による、海の玄関にふさわしい景観の形成

【イメージ】



③ 南洲門前通り地区

◆ 特色

- ・かごしま発祥の地である上町地域にあります。
- ・南洲公園や随所に残る石垣などの歴史資源により、まちなみの歴史的雰囲気醸し出されています。
- ・南洲公園からは、錦江湾に浮かぶ桜島への眺望景観が見られます。

◆ 課題

- ・歴史的雰囲気を阻害している広告物、電線類があります。
- ・桜島への眺望を阻害する高層マンションが立地しています。



南洲公園から桜島への眺望



南洲門前通り(西方向)



南洲門前通り(東方向)



南洲公園

◆ 景観形成の基本方針

かごしま発祥の地・上町の歴史的雰囲気をこれからも大事にし、風格とまとまりのある景観づくりを進めます。

- ・建築物の高さ・色彩・意匠や広告物の規制、電線類地中化の推進による、かごしま発祥の地としての雰囲気にふさわしい景観の形成

【イメージ】



④ 磯地区 ※平成26年4月1日 景観形成重点地区に指定

◆ 特色

- ・島津藩ゆかりの仙巖園などの歴史的建造物が立地し、眼前には錦江湾、背景には寺山の緑地があり、歴史、海、山の資源が集積しています。
- ・市街地に隣接するレクリエーションスポットとして磯海水浴場があります。
- ・多くの観光客を集める市を代表する観光スポットとなっています。

◆ 課題

- ・歴史的雰囲気、周辺の自然地と調和していない建築物や広告物が見られます。
- ・背景の山並みや周辺のまちなみとの連続性から突出する高層建築物が立地しています。
- ・地区に点在する資源を安全・快適に巡るルートの整備が必要です。



仙巖園の門と石垣



磯周辺高層建築物



仙巖園前交差点



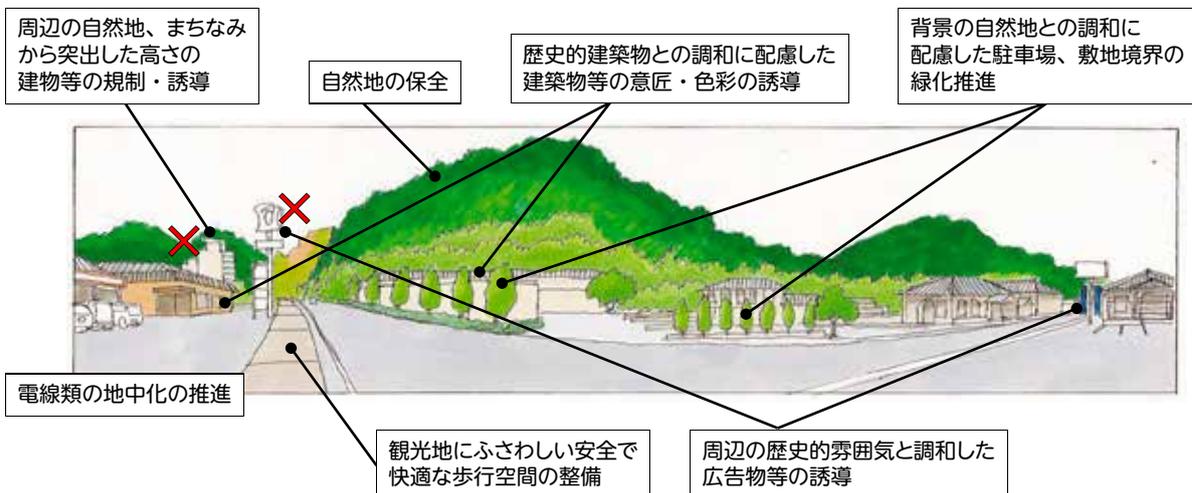
磯工芸館前

◆ 景観形成の基本方針

歴史的雰囲気が漂う建造物と周辺の美しい自然を一体的に保全し、活用した景観づくりを進めます。

- ・歴史的建造物と周辺の自然地が一体となった景観の形成
- ・歴史地区にふさわしい沿道の建築物等の高さ・色彩、広告物に配慮した景観の形成
- ・歩道・案内サインの整備、電線類地中化の推進など、歩行空間の整備による、観光拠点にふさわしい景観の形成

【イメージ】



⑤ みなと大通り公園地区

◆ 特色

- ・市街地側からは桜島が望めます。
- ・港側からは緑が美しいみなと大通り公園、登録文化財の市役所本館、背景の城山の斜面緑地という特徴的な景観が望めます。
- ・花と緑と水が都心に潤いを提供しています。
- ・市民や観光客にとっての憩いの空間です。

◆ 課題

- ・桜島への眺望を阻害する中高層建築物が立地しています。
- ・沿道のまちなみのスカイラインに統一感が必要です。
- ・公共空間との良好なバランスを保った建築物の高さ、ボリュームの確保が必要です。
- ・まちなみと調和しない広告物が見られます。



位置図



桜島への眺望



花と並木による潤いの空間



噴水とイルミネーションによる幻想的な空間



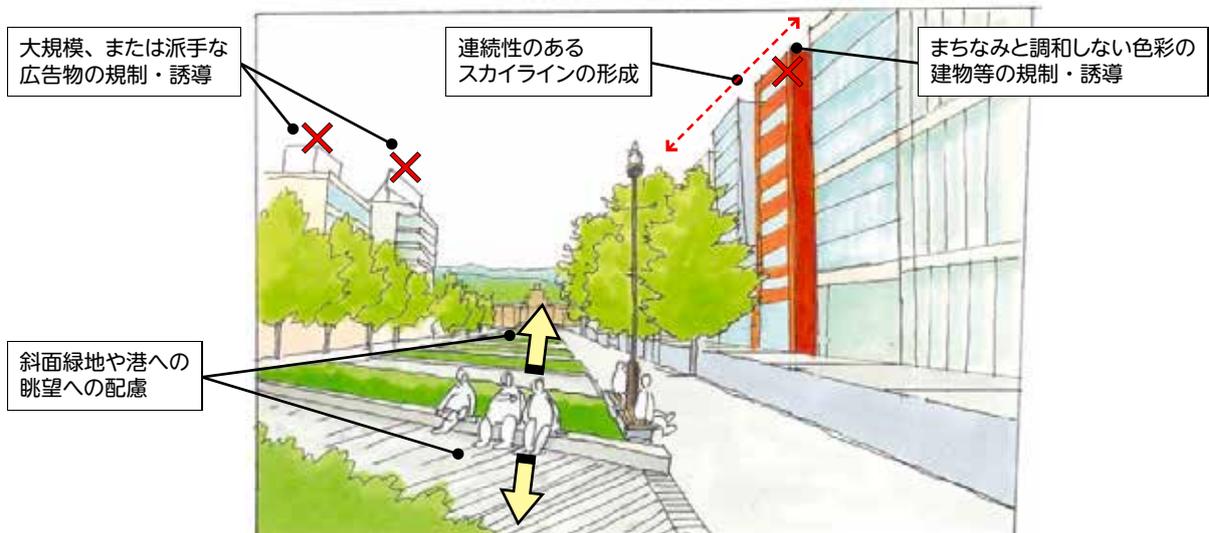
城山の斜面緑地を背景とした眺望

◆ 景観形成の基本方針

斜面緑地や港への眺望に配慮した、緑のシンボル軸としての景観づくりを進めます。

- ・緑地のシンボル軸として、斜面緑地への眺望、桜島への眺望の確保、市民の憩いの空間としての良好な景観を維持するための、建築物の高さ・色彩、広告物に配慮した景観の形成

【イメージ】



⑥ 住吉町石造倉庫群地区

◆ 特色

- ・港町の歴史的雰囲気を漂わせる石造倉庫群がまとまって残っています。
- ・石造倉庫を生かした商業活動が展開されています。

※火砕流堆積物が硬い岩石に変化した溶結凝灰岩は、鹿児島島の大切な資材です。石造倉庫や石塀などに多く使われ、これらが鹿児島の石造文化を築いてきました。

◆ 課題

- ・石造倉庫群の積極的な保全が必要です。
- ・歴史的雰囲気を持つ倉庫に調和しない広告物が見られます。
- ・石造倉庫群との調和に配慮していない建築物が見られます。



石造倉庫群



石造倉庫と桜島



石造倉庫群の俯瞰



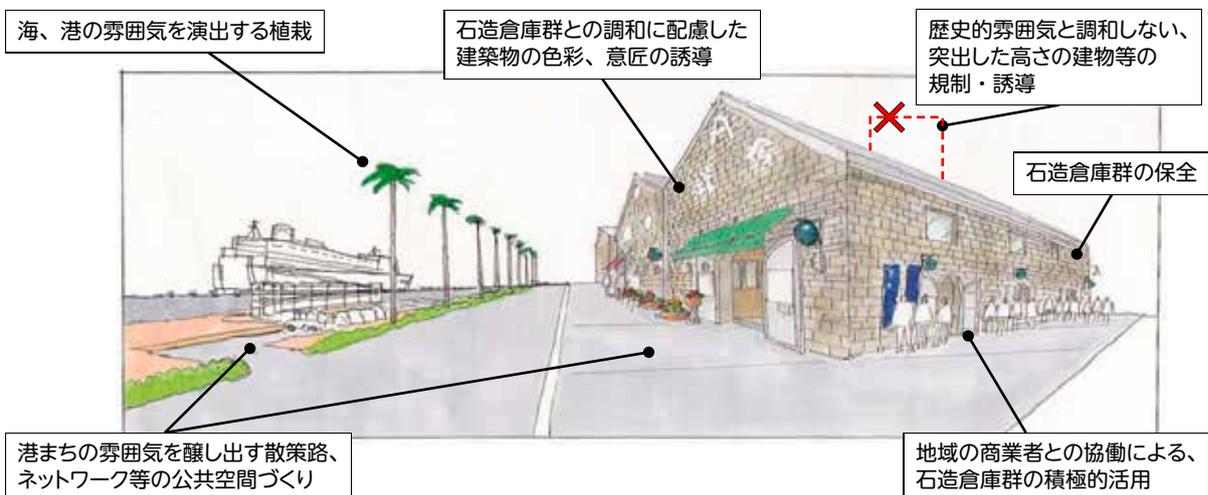
石造倉庫群から海の方

◆ 景観形成の基本方針

歴史的雰囲気が漂う石造倉庫群を保全し、活用した景観づくりを進めます。

- ・石造倉庫群の保全
- ・地域や商業者との協働による石造倉庫群の積極的な活用
- ・石造倉庫群の景観を基調とする、周辺のまちなみ景観(建物の意匠・色彩、広告物)の形成

【イメージ】



⑦ 慈眼寺公園周辺地区

◆ 特色

- ・ 歴史資源を有し、慈眼寺風致地区に指定されています。
- ・ 慈眼寺公園は遊歩道が整備され、桜や紅葉など豊かな緑をたたえています。
- ・ 慈眼寺公園周辺は、慈眼寺団地などをはじめとした住宅団地となっています。
- ・ 谷山神社へのアプローチ道路は、擁壁緑化等により、緑豊かな道路空間となっています。

◆ 課題

- ・ 谷山城跡から慈眼寺公園への道路は、歴史的な雰囲気が感じられるように歴史資源を活用しながら整備する必要があります。
- ・ 慈眼寺風致地区周辺の住宅地景観には、今後も良好な自然環境への配慮が必要です。

位置図



谷山護国神社



和田川沿い



錦江台から見た
慈眼寺風致地区



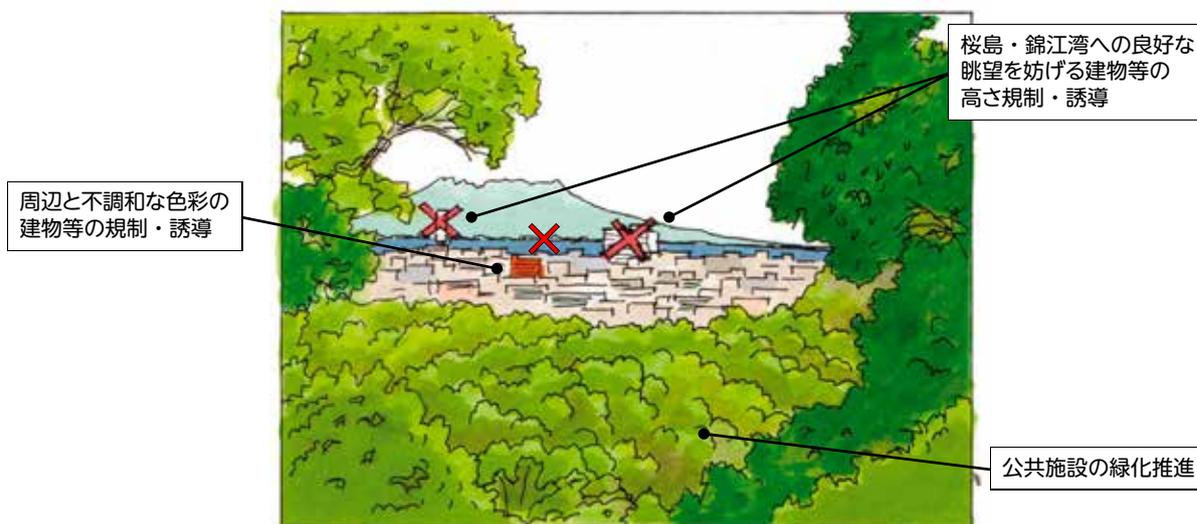
谷山城跡から見た
慈眼寺駅一帯

◆ 景観形成の基本方針

慈眼寺公園を中心とした周辺の歴史的雰囲気を守り、育てる景観づくりを進めます。

- ・ 建築物の高さ・色彩、広告物の規制による、慈眼寺から市街地への眺望景観の保全
- ・ 歴史的雰囲気を醸し出している歴史資源の保全・活用

【イメージ】



⑧ 八重の棚田地区

※平成 25 年 10 月 1 日 景観形成重点地区に指定

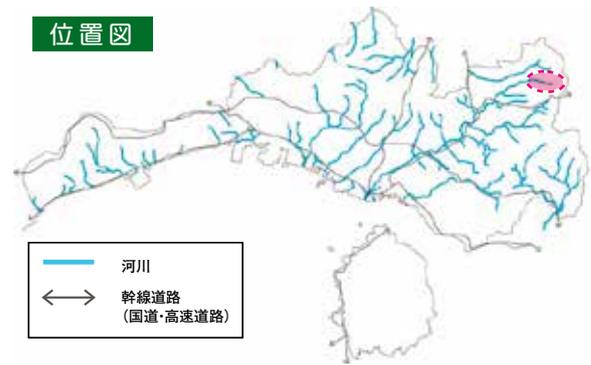
◆ 特色

- ・甲突川の源流がある八重山の裾野の標高 400 m に位置し、昔ながらの石積みを大切に守り受け継いでいる地区です。
- ・近景には美しい棚田、遠景には市街地や桜島が望め、奥行きと広がりのある、魅力ある景観を創出しています。

◆ 課題

- ・一部に耕作放棄地が見られ、景観阻害要因となっています。棚田を中心とする美しい田園景観を保全するため、耕作放棄地に対し現在創設されている補助金制度の利用促進とともに、景観整備機構等による管理など新たな対応を検討することも必要です。
- ・田植えから刈り取りまでの農作業体験を通して、都市と農村の交流を図り、棚田の保全（地域の活性化）に努めていることから、このような活動への支援も必要です。

位置図



棚田から桜島への眺望



棚田から市街地への眺望



棚田の石積み



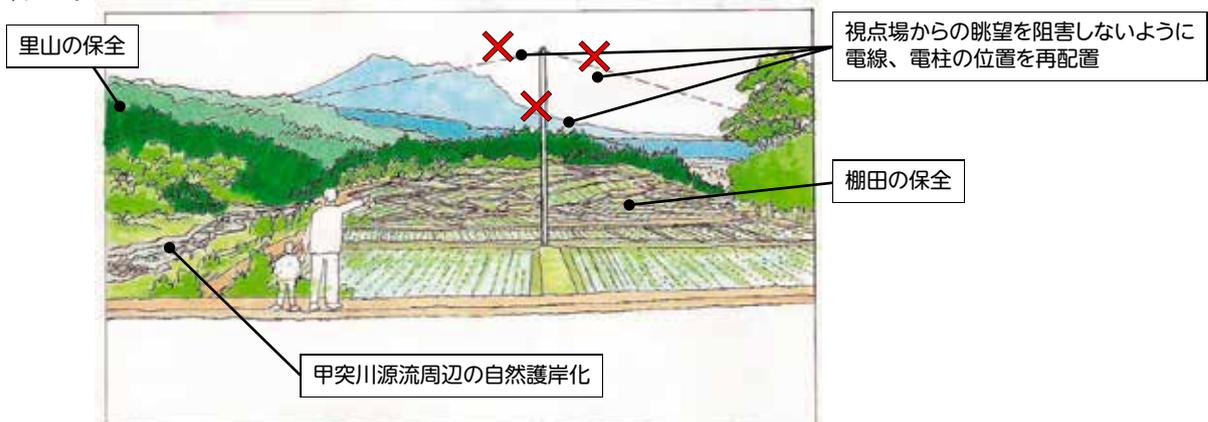
甲突川源流の甲突池

◆ 景観形成の基本方針

山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望を一体として保全する景観づくりを進めます。

- ・棚田の石積みの保全
- ・美しい田園景観を保全するための農地、用排水路、耕作道路、畦畔、進入路、有害鳥獣防止柵等の維持管理
- ・耕作放棄地の再利用
- ・農作業体験イベントなどの実施による都市と農村の交流の活性化

【イメージ】



第1節 建築物の建築等、工作物の建設等

1 届出対象

地域の景観に与える影響の大きい建築物、工作物を対象に、その新築（新設）、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

(1) 届出対象建築物

次の①又は②に該当する建築物とします。

① 用途地域等ごとに下表に定める建築物

用途地域等	建築物の高さ又は階数
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 用途地域の指定のない都市計画区域 都市計画区域外	軒の高さが7m超 又は 地階を除く階数が3以上
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが12m超 又は 地階を除く階数が4以上
商業地域（容積率400%以下）	高さが15m超 又は 地階を除く階数が5以上
商業地域（容積率400%超） 工業地域 工業専用地域	高さが20m超 又は 地階を除く階数が7以上

※ 眺望確保範囲においては「高さ」を「最高の高さ」と読み替える。

② 延べ面積が1,500㎡を超えるもの

※①・②の建築物の増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の床面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1以下となるもの

(2) 届出対象工作物

建築基準法施行令第 138 条の規定により指定されている工作物のうち、高さが 10 m を超えるものとしします。

【参考】 建築基準法施行令第 138 条の規定により指定されている工作物の種類

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁
- ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- ⑩ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

※増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）

下表に該当するものは届出の対象外としします。

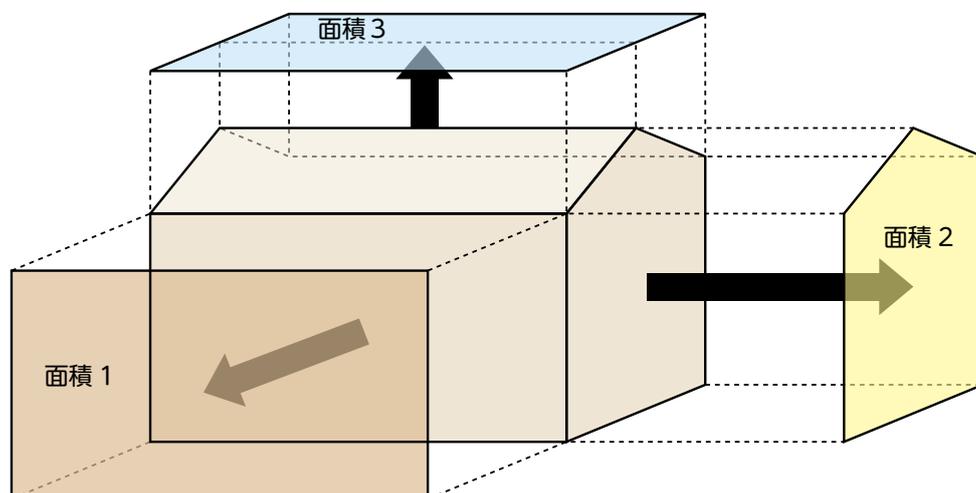
行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が 10m ² 以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	鉛直投影面積又は水平投影面積の 5 分の 1 以下となるもの

【鉛直投影面積・水平投影面積】

鉛直投影面積とは、下図の面積 1 や面積 2 のこと。

水平投影面積とは、下図の面積 3 のこと。

※ 見えない壁面についても同様に考えるものとしします。



2 景観形成基準

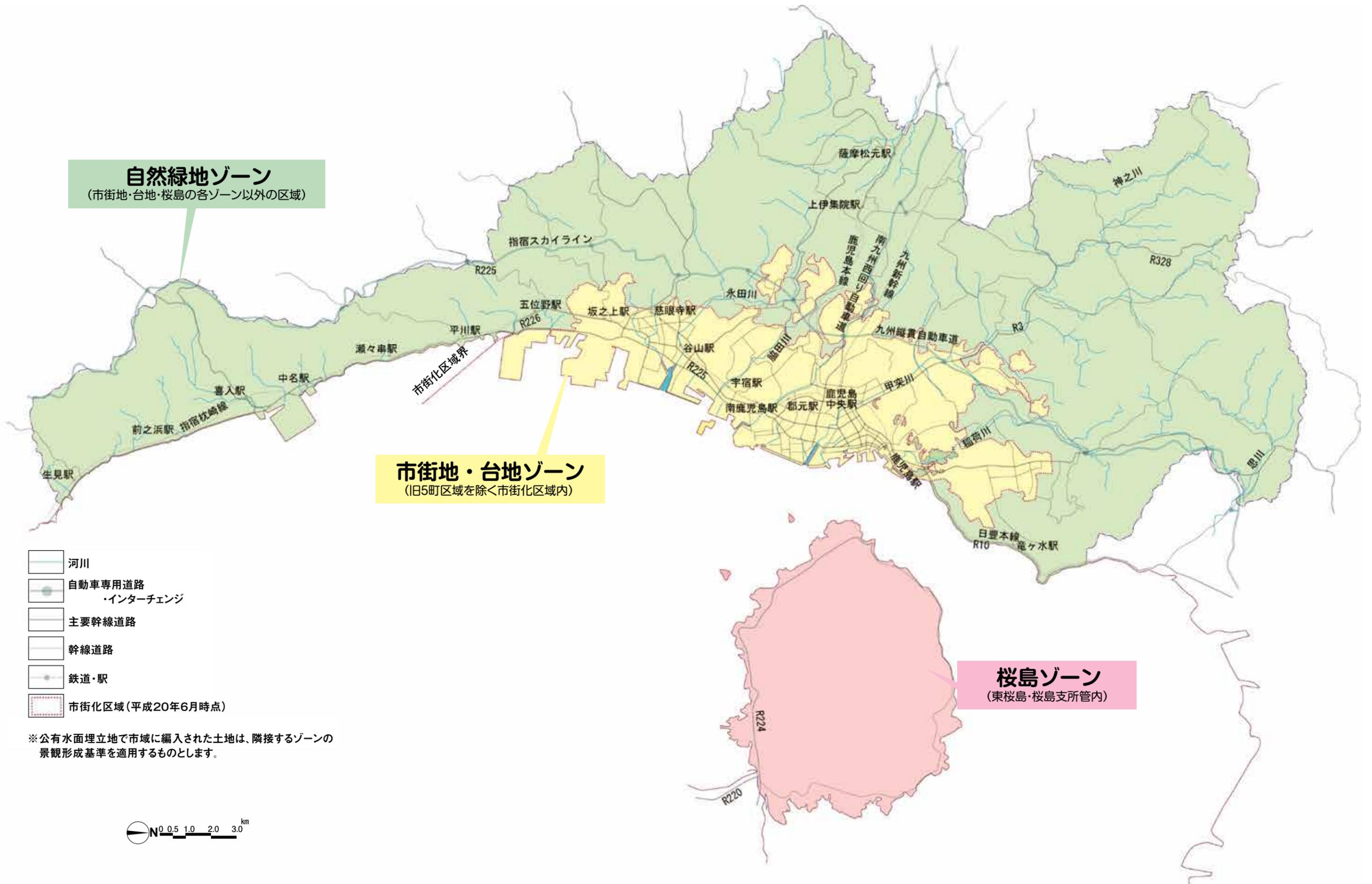
項目	桜島ゾーン（東桜島・桜島支所管内）	市街地ゾーン・台地ゾーン（市街化区域内）（※1）	自然緑地ゾーン（その他の区域）
高さ	・周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。	・周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。 ・背景となる山並みの稜線や斜面緑地帯を分断しない高さとする。 ・城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を越えないものとする。（※2） ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○ 市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるもの ・桜島や錦江湾上から見える地域においては、市街地への眺望や斜面緑地を阻害、分断しない高さとする。	・周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ・背景となる山並みの稜線を分断しない高さとする。 ・用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。
形態・意匠	・周辺の自然環境と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ・錦江湾上から見える地域においては、周辺の自然環境と調和する形態・意匠、素材とする。	・周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。	・周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ・用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。
壁面	・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。		
屋外設備	・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。 ・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。 ・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。		
色彩 (壁面、屋根、屋上)	<p>・マンセル値により色相 0R～5Y は彩度 4 以下、その他の色相は彩度 2 以下とする。(屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を適用する。)</p> <p>ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <p>① アクセント色として着色される部分（鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1まで）</p> <p>② 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</p> <p>③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの</p> <p>④ 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの</p> <p>＊質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</p> <p>＊植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</p>		<p>本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示方法（マンセル表色系）を採用します。（※3）</p>
外構	・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等を行う。 ・道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いる。		
緑化	・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所はできる限り緑化に努める。	・城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲においては、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。	
夜間の特定照明	・周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。 ・回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。		

※1 第2章第3節「ゾーンごとの景観形成方針」に基づき景観形成基準を検討した結果、市街地ゾーンと台地ゾーンを一体として基準を設定することとしました。

※2 眺望確保範囲における景観形成基準などの詳細は P33～37 を参照

※3 色彩基準の詳細は、参考資料の P42～44 を参照

【景観形成基準を適用するゾーン区分】



【眺望確保範囲における景観形成基準など】

① 桜島への眺望確保

城山展望台から錦江湾に浮かぶ桜島への眺望は、自然と市街地が一体となった雄大な眺望景観であり、歴史的・文化的価値をもった景観です。市民のふるさと意識を育むとともに、観光客にも親しまれている、鹿児島らしい景観を代表するものです。この景観を保全し、これからの世代に引き継いでいくことは、本市の景観施策の最重要課題であることから、城山展望台を視点場とした桜島への眺望を確保します。

◆ **視点場** 城山展望台の国旗掲揚台前（北緯31度35分46秒1265、東経130度33分0秒1832、標高105m）

◆ 眺望確保範囲

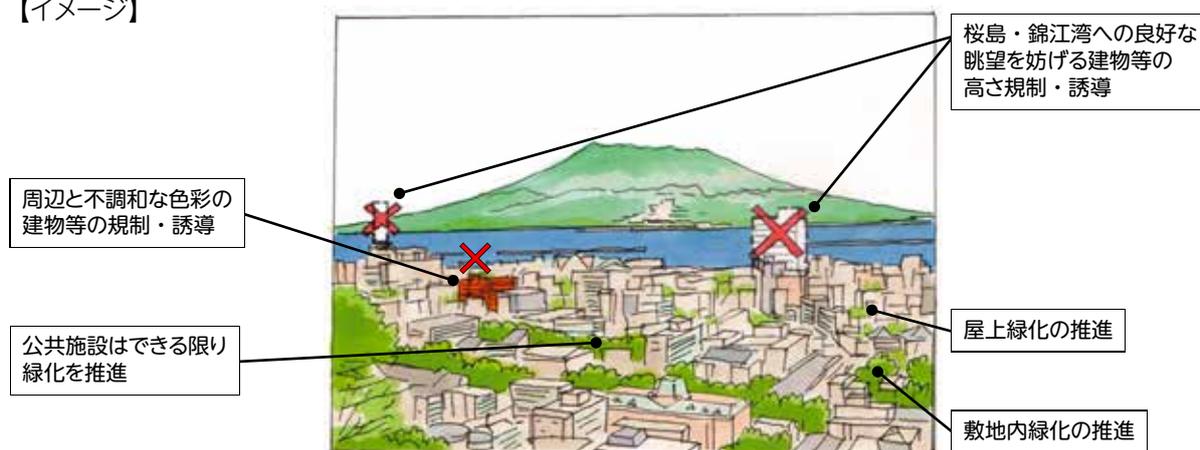
城山展望台から桜島を眺望したときに、桜島の裾野をすべて含んだ眺望を確保するため、眺望確保範囲の両端を北端は祇園之洲町東南の角付近の地点（北緯31度36分11秒7625、東経130度34分20秒4862）、南端は鹿児島新港の北側の灯台付近の地点（北緯31度35分0秒5314、東経130度34分14秒7007）とします。（P34 図1、P36 図3を参照）

◆ 景観形成の基本方針

鹿児島のシンボル錦江湾に浮かぶ桜島への眺望に配慮した景観づくり

- ・城山の豊かな自然の保全、市街地内の緑の創出
- ・建築物の高さ規制による錦江湾に浮かぶ桜島への眺望の保全

【イメージ】



◆ 景観形成基準

- ・眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を越えないものとする。ただし、市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるものは、この限りではない。
- ・眺望確保範囲においては、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。

※基準線はP34図1、P37図4を参照

【桜島への眺望確保範囲】

(図1)



◆ 景観形成基準の考え方

眺望確保範囲における建築物、工作物の最高の高さは、できる限り現在見えている錦江湾を遮らないこととします。やむを得ない場合でも、基準線（「城山展望台の視点場から水平方向2,400mの地点における標高5mの点」と「城山展望台の視点場」を結ぶ直線）を越えないこととします。（P37 図4参照）

※ 市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を障害しないと認めるものは、この限りではありません。

② 城山への眺望確保

城山は、都市の中にありながら、南九州の植物分布の縮図といわれる自然林（国指定文化財・天然記念物）であるとともに、西南戦争の終結の地という歴史の舞台となった場所でもあることから、桜島への眺望確保と合わせて、城山への眺望を確保することも考えることとします。

◆ 視点場

多くの市民や観光客が利用している桜島フェリーの航路は、桜島や市街地を錦江湾上から眺めることができる動く視点場です。

この航路から城山を眺めるとき、鹿児島港の桜島フェリーターミナルに近い地点からは、城山の緑地の多くの部分が建築物等に遮られてしまいますが、沖防波堤の間を通過する地点からは、視覚に訴えるのに十分な緑地を眺めることができます。

このようなことから、桜島フェリーが通過する沖防波堤の突端 A(図1: 北緯 31 度 35 分 52 秒 2559、東経 130 度 34 分 21 秒 9139、標高 5m) を視点場とします。

◆ 眺望確保範囲

少なくとも国指定文化財区域の緑地への眺望を確保するため、視点場からその区域が見える範囲の北端（北緯 31 度 36 分 1 秒 2729、東経 130 度 33 分 16 秒 4789）から南端（北緯 31 度 35 分 43 秒 5407、東経 130 度 33 分 4 秒 6822）までの範囲とします。（図2、P36 図3を参照）

◆ 景観形成基準

- ・眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を越えないものとする。ただし、市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるものは、この限りではない。

※基準線は図2、P37図4を参照

【城山への眺望確保範囲】

(図2)



◆ 景観形成基準の考え方

眺望確保範囲における建築物、工作物の高さは、できる限り現在見えている緑地を遮らないこととします。やむを得ない場合でも基準線（「沖防波堤の突端 A から水平方向 1,000m の地点における標高 45m の点」を通る城山までの直線）を越えないこととします。（P37 図4参照）

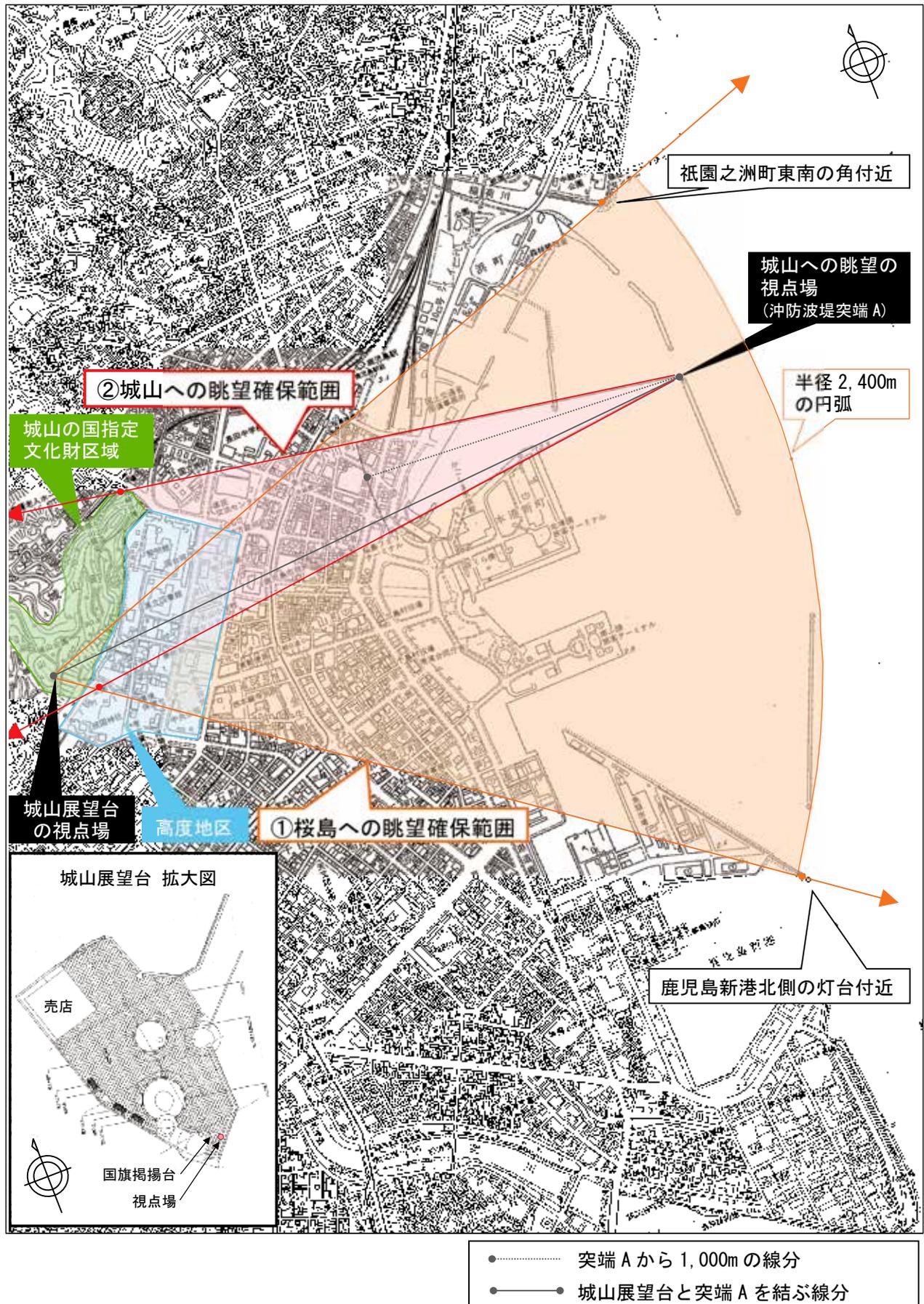
建築物の高さに算入されない塔屋等は、背景の斜面緑地の稜線を越えない高さとしします。

- ※ 市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるときは、この限りではありません。

今後ほかに視点場とする必要があると認められる場所があった場合は、景観条例の規定に基づき定めることとします。

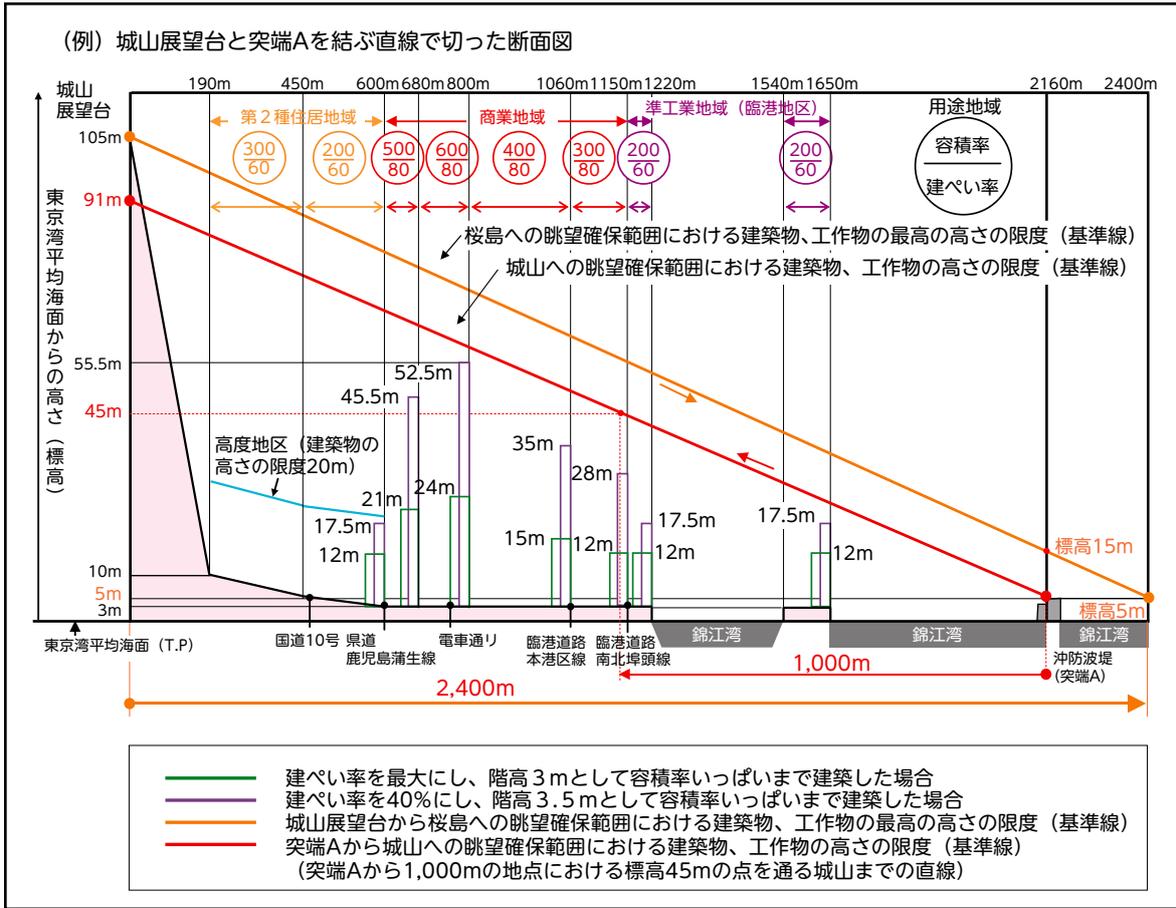
【眺望確保範囲 平面図】

(図3)

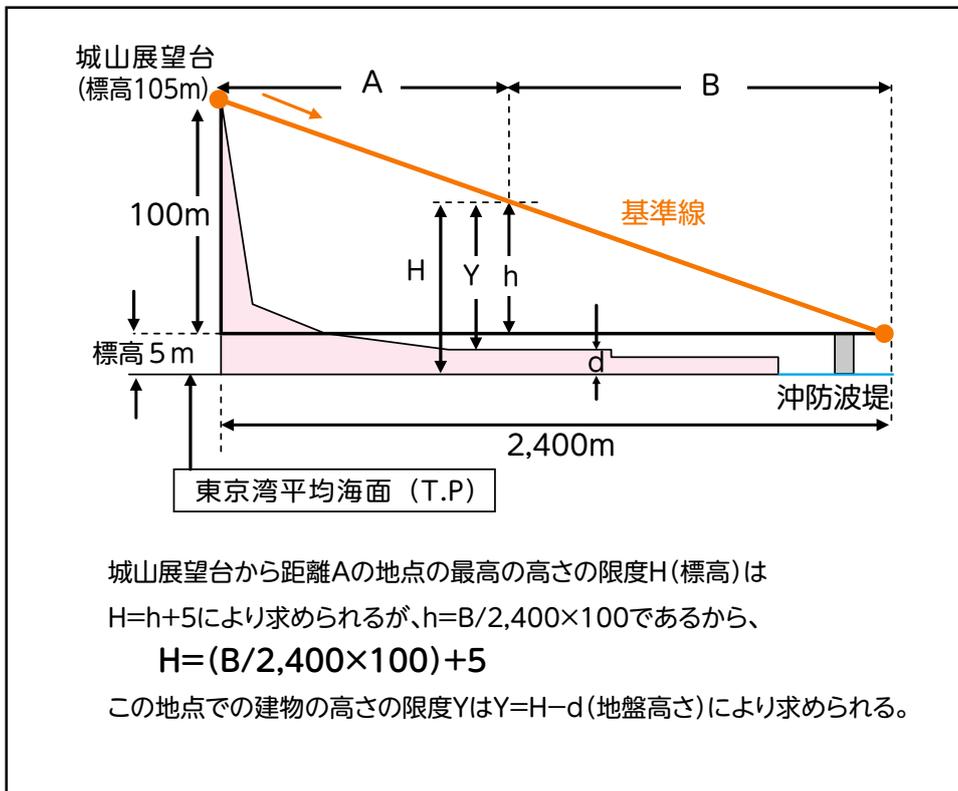


【城山展望台及び突端Aからの眺望確保範囲における建築物等の高さの限度(基準線)】

(図4)



【参考】桜島への眺望確保範囲における高さの限度の求め方



第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更

1 届出対象 3,000㎡超又は法面高5m超

2 景観形成基準

- ・大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とする。
- ・行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法（植栽等）を工夫する。
- ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ・市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。
- ・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。
- ・水面の埋め立てにより生じる護岸等は、素材、形態の工夫等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。

第3節 屋外での土石等の堆積

1 届出対象 堆積期間が6ヶ月を超えるもので、500㎡超又は高さ5m超

2 景観形成基準

- ・堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。
- ・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。
- ・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

第4節 木竹の伐採、植栽

1 届出対象 3,000㎡超

2 景観形成基準

- ・道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合はこれに代わる植栽を行う。
- ・大規模な木竹の伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、遠方からの眺望に配慮し道路など公共の場からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。
- ・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。
- ・地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。

第1節 景観重要建造物

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を景観形成上重要な建造物として指定します。

ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。



景観重要建造物第1号
鹿児島県民教育文化研究所石塀（春日町）

【指定基準】

- ① 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ② 歴史的、生活文化的、または建築的な価値が高いと認められること
- ③ 地域に親しまれ、愛されていること

第2節 景観重要樹木

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定します。

ただし、市指定の保存樹・保存樹林、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。



景観重要樹木第4号 アコウ（桜島藤野町）

【指定基準】

- ① 樹形や樹高等美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、生活文化的な価値が高いと認められること
- ④ 地域に親しまれ、愛されていること

また、より多くの景観資源について、所有者や地域の意識啓発を図ることを目的に、景観重要建造物、景観重要樹木に準ずるものを発掘し、“地域景観資源”として公表（活用）します。

第5章

屋外広告物の制限

本市は平成8年の中核市移行と同時に、公衆への危害防止、美観風致の維持保全に合わせて、景観形成も視野に入れた屋外広告物条例を制定し、屋外広告物行政を展開しています。

1 屋外広告物条例に基づく景観形成

屋外広告物条例には、①市域を4地域に区分した4段階の規制 ②広告物の種類ごとの詳細な許可基準の設定 ③桜島への展望を阻害する広告物の禁止 等を盛り込むとともに、17年度に屋外広告業を届出制から登録制に変更し、法や条例に違反した業者に対する登録の取り消しや営業停止などに関する規定を設けています。このようなことから、屋外広告物条例に基づいて景観形成を進めていきます。

また、今後、屋外広告物の実態調査を行い、景観に配慮したそのあり方を検討し、積極的な規制誘導を進めていきます。

2 景観形成重点地区における取り組み

本市は、登録制とともに市民による違反広告物簡易除却制の取り組みを進めており、違反広告物や許可を得ていない広告物への対応を図っているところです。今後さらに、景観形成重点地区において、住民等とともに屋外広告物に関する基準などのルールを検討し、ルールに基づいた取り組みを進めていきます。

3 屋外広告物条例施行規則で色彩の数値基準を設定

広告物の色彩は、建築物と同様に景観に大きな影響を与える要因となっていますが、現行の屋外広告物条例施行規則の色彩基準は、中間色又は同系統の色といった定性的な表現に留まっていることから、積極的な景観形成を図るために彩度などの数値基準を設定します。

※本景観計画等を踏まえ鹿児島市屋外広告物条例等を一部改正し、平成23年10月に施行

第6章

景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準

景観形成重点地区内にある公共施設や景観資源として多くの市民から親しまれる公共施設については、管理者等との協議により、地域の景観形成にふさわしい整備の方針や占用許可基準等を定めます。

※対象施設及びその整備の方針、占用等の許可の基準については、別にまとめます。

第7章

景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項

農業振興地域において、地域のアイデンティティとなるような魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を次のとおり定めます。

1 対象地区

本市の農業振興地域において、地域のアイデンティティとなるような魅力ある景観としては、八重の棚田、松元の茶畑、喜入のミカン畑、桜島のビワ畑・大根畑などがあります。

このうち、八重の棚田は、棚田オーナー制度の創設など、地域ぐるみで棚田を守る取り組みが行われていることから、農業振興地域におけるモデル的な景観づくりを進める地区とします。

2 景観の特色、課題、景観形成方針

住民との協議により必要となった場合は、景観農業振興地域整備計画の策定を検討し、その中で、当該地域の景観の特色、課題、景観形成方針について定めます。

第8章

自然公園法の許可の基準

自然公園法の許可の基準では景観の現状維持、保護が困難となった場合は、上乘せの許可基準を定めます。

【参 考 資 料】

1 色の「ものさし」～マンセル表色系～	42
2 鹿児島市景観計画における色彩基準	44
3 眺望確保範囲と建築物等の高さの限度	45
4 鹿児島市景観計画の策定までの経緯	46
(1) 鹿児島市景観計画の策定までの経緯	46
(2) 鹿児島市景観計画の策定の組織図	48
(3) 鹿児島市景観まちづくり委員会委員名簿	49
(4) 鹿児島市景観まちづくり連絡協議会委員名簿	49
(5) 鹿児島市景観計画の策定に係る会議	50
5 市民参加の状況	51
(1) かごしま市景観づくり会議の開催	51
(2) パブリックコメント手続の実施	52
(3) 小学校高学年、中学生、高校生、留学生へのアンケート調査	54
6 用語解説	55

1 色の「ものさし」 ～マンセル表色系～

マンセル表色系とは、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色の表示方法です。アメリカの画家 A.H. マンセルが、1905年に考案した色の「ものさし」ともいえる尺度で、ひとつの色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色を表現することができます。

【色の三属性】

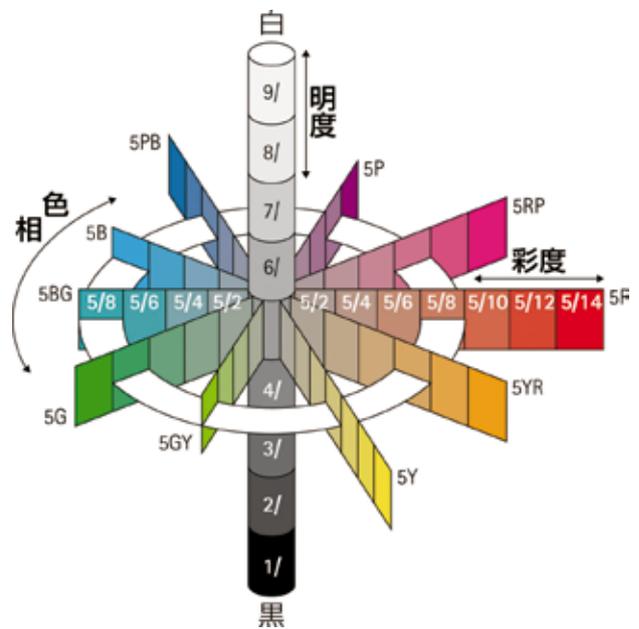
- ① 色相 赤、黄、緑、青などの色あい
- ② 明度 色の明るさの度合い
- ③ 彩度 色のあざやかさの度合い

① 色相(Hue)

10種の基本色「赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)」とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。似た色あいを順番に環状に並べた図を色相環(次頁図1参照)といいます。色味のない無彩色はN(ニュートラル)と表記します。

② 明度(Value)

明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。



図版提供:(株)カラープランニングセンター

マンセル表色系のイメージ

③ 彩度(Chroma)

あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーといった無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度です。各色相の中の最もあざやかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。

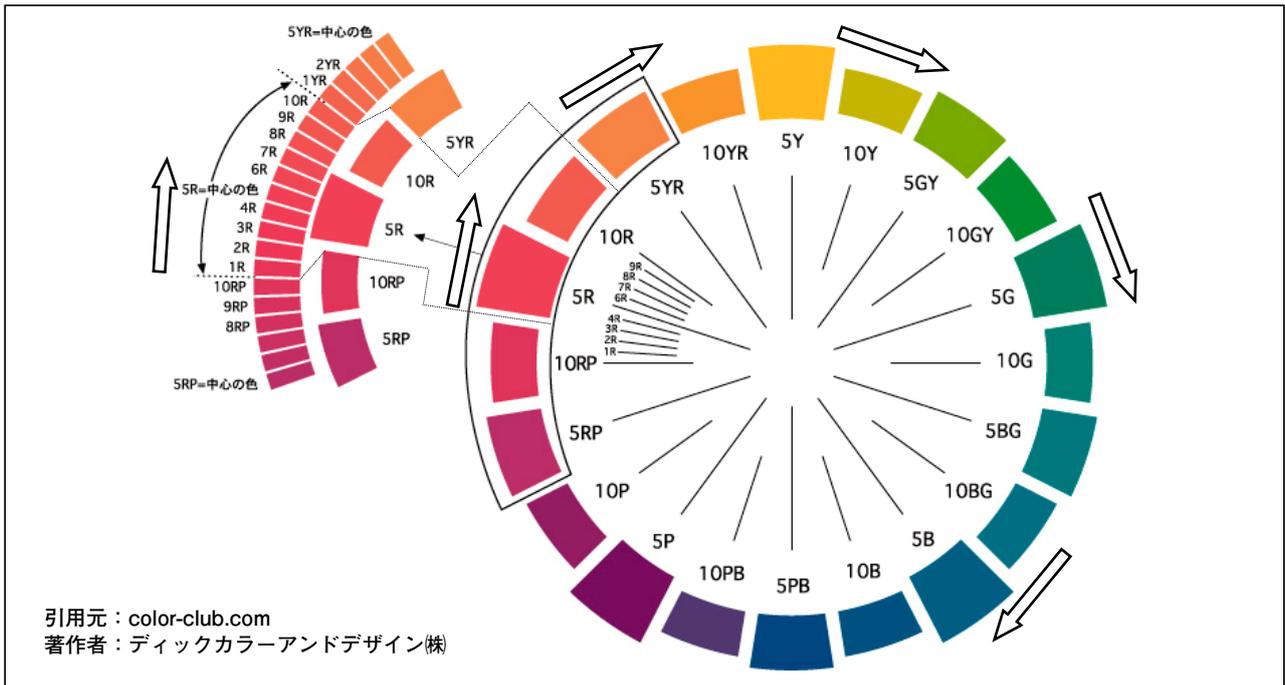
※ マンセル値

色相、明度、彩度の数値を用いて表記した色の値で、例えば、次頁図3の「5R 4/14」のように表記します。この場合「5アール、4の14」と読み、色相5R、明度4、彩度14を表します。

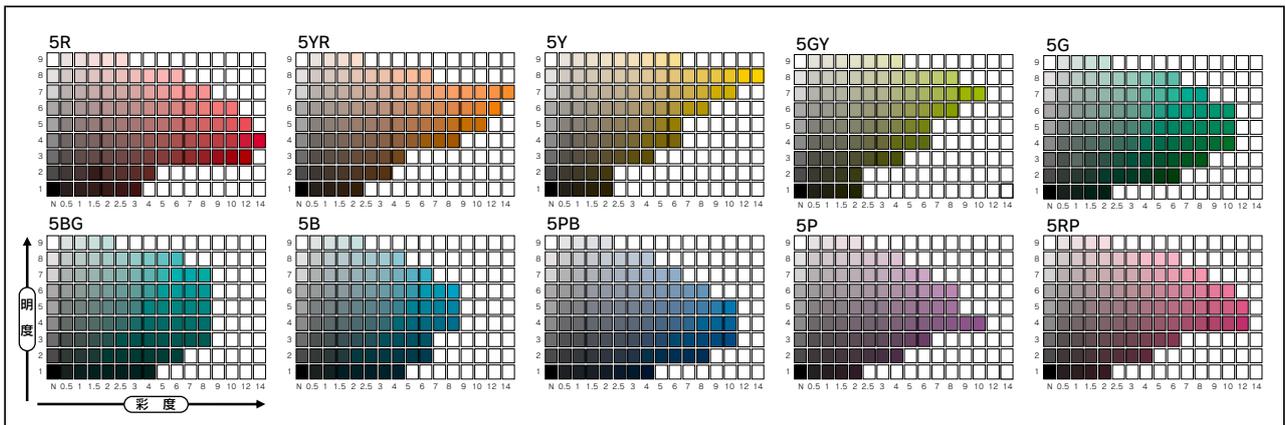
また、無彩色の場合は「N明度」と表記します。

(例) N2、N7.5

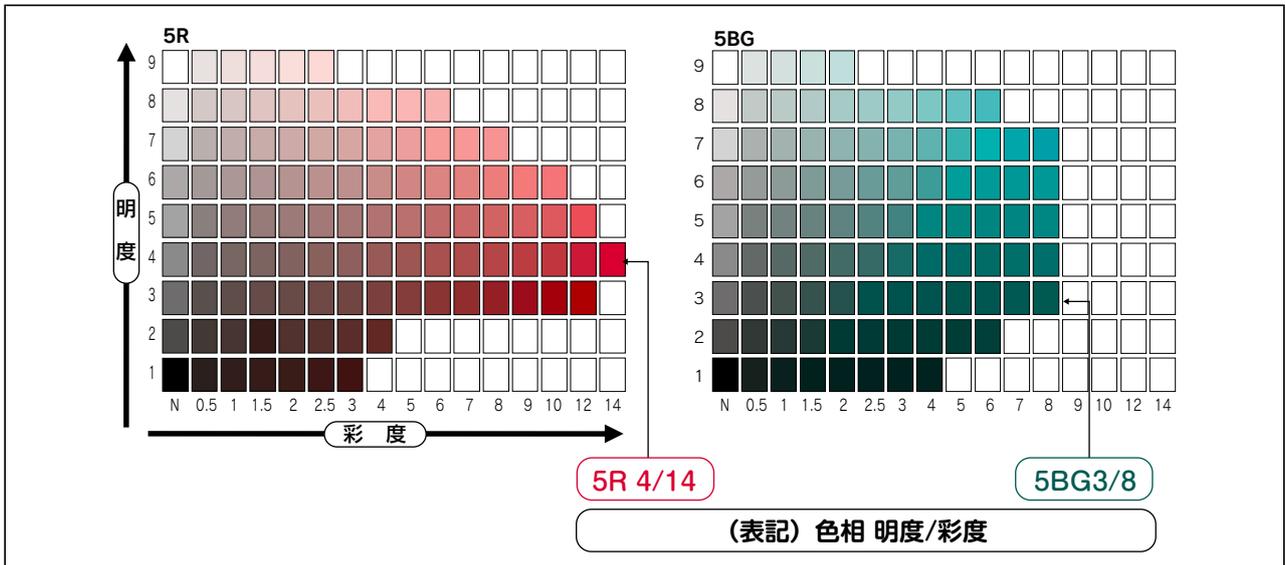
【図1】マンセル色相環 (20色相:主要10色相を2分割した場合)



【図2】主要10色相の明度と彩度の関係



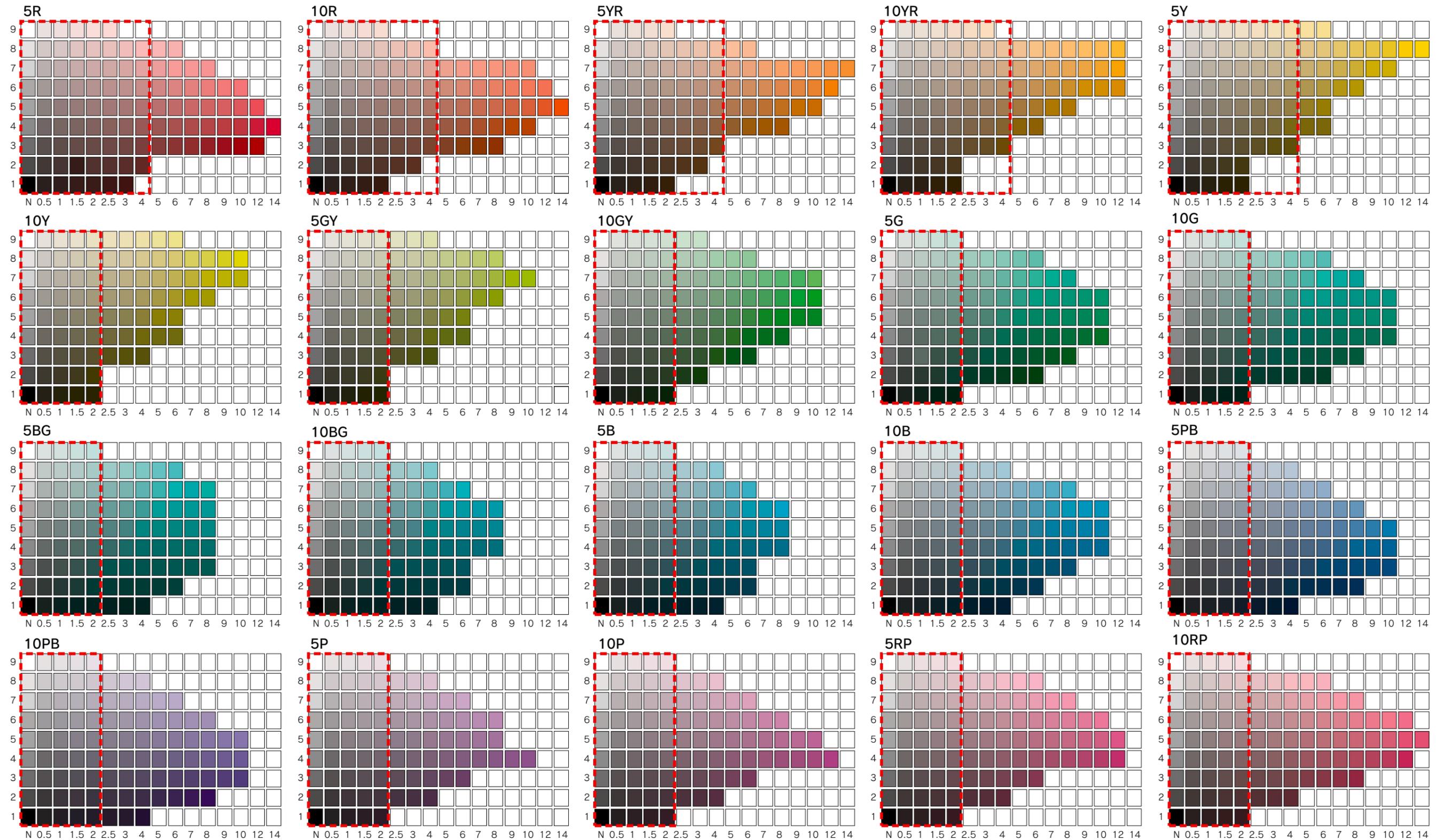
【図3】明度と彩度の関係 (5R・5BGの拡大図)



2 鹿児島市景観計画における色彩基準

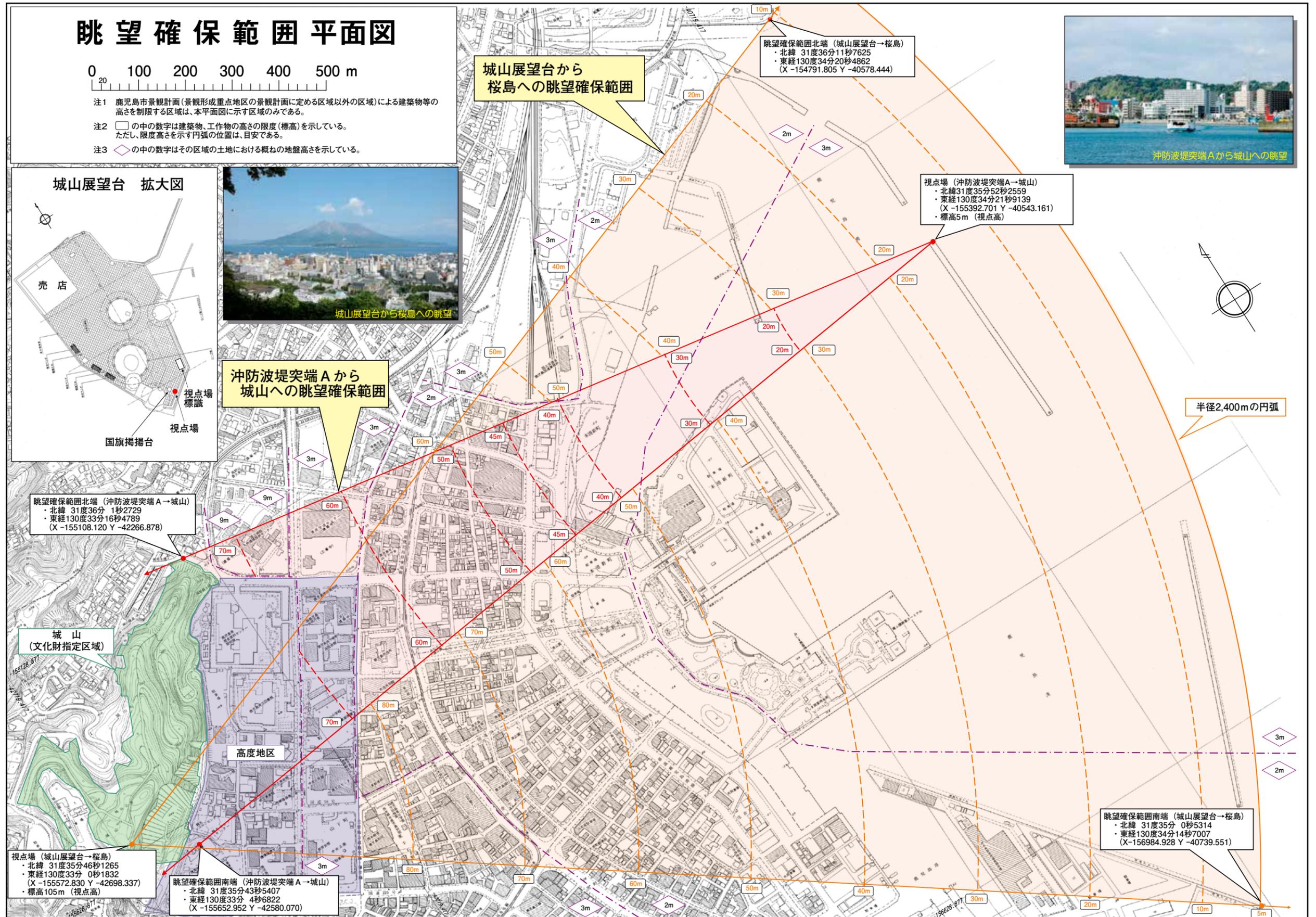
鹿児島市景観計画では、建築物、工作物の壁面、屋根、屋上に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で色相0R～5Yは彩度4以下、その他の色相は彩度2以下」としています。

下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



(作成協力)九州産業大学大学院 景観研究センター

3 眺望確保範囲と建築物等の高さの限度



4 鹿児島市景観計画の策定までの経緯

(1) 鹿児島市景観計画の策定までの経緯

●は市民への周知や意見募集に関すること

平成元年度

- ・鹿児島市都市景観ガイドプラン作成 (H元.8月)

平成12年度

- ・本市の景観特性や現状を把握するための都市景観資源調査
- 市民意向を把握するための市民意識調査 (満15歳以上の市民3千人を無作為抽出)
- 市民の視点から都市景観の現況や見直しの方向を探るためのワークショップを4回開催
- ・鹿児島市都市景観ガイドプラン見直し検討委員会の設置、開催
- ・鹿児島市都市景観ガイドプラン見直しの方向を検討する基礎調査

平成13年度

- ・鹿児島市都市景観ガイドプラン見直しの素案作成
- 市民の視点からガイドプランの内容を検討するワークショップを3回開催
- ・鹿児島市都市景観ガイドプラン見直し検討委員会の開催
- 素案概要版・市民意見募集に関するホームページ公開
- ・見直し原案の作成
- ・鹿児島市都市景観ガイドプラン見直し検討委員会で原案を了承
- 鹿児島市都市景観ガイドプラン2002(見直し)の策定、公表(H14.3月)

平成16年度

- ・旧5町の景観特性や現状を把握するための都市景観資源調査
- 市民意向を把握するための市民意識調査(都市景観ガイドプラン見直しのための調査。満16歳以上の市民1,017人を無作為抽出)

平成17年度

- ・第13回鹿児島市都市景観懇話会の開催(都市景観ガイドプラン見直し方針の協議など)
- ・第14回鹿児島市都市景観懇話会の開催(都市景観形成の基本方針の協議など)
- 都市景観ガイドプラン見直し素案に関するパブリックコメント手続の実施
- ・第15回鹿児島市都市景観懇話会の開催(都市景観ガイドプラン見直し原案の協議など)
- 市民意見の検討結果の公表
- 都市景観ガイドプラン2006策定・公表(H18.3月)
- 都市景観ガイドプラン2006のホームページ公開

平成18年度

- 都市景観ガイドプラン 2006 策定及び景観計画・景観条例に関する市広報紙（H18.4月号）による広報
- かごしま市景観づくり会議参加者募集（H18.5.1～5.31）
- 第1回かごしま市景観づくり会議の開催（鹿児島市の大事な景観の抽出）
- 第2回かごしま市景観づくり会議の開催（大事な景観の現地確認、課題・将来像の検討など）
- 第3回かごしま市景観づくり会議の開催（将来像実現のためのルール of の検討など）
- 第4回かごしま市景観づくり会議の開催（合併した5地域の自然の現地確認、ルール of の検討など）
 - ・第1回鹿児島市景観まちづくり委員会の開催（景観条例と景観計画の関係、スケジュールなど）
 - ・第2回鹿児島市景観まちづくり委員会の開催（景観条例、景観計画の基本的考え方など）
- 景観広報紙の作成、市内全世帯配布（H19.3.1～3.6）

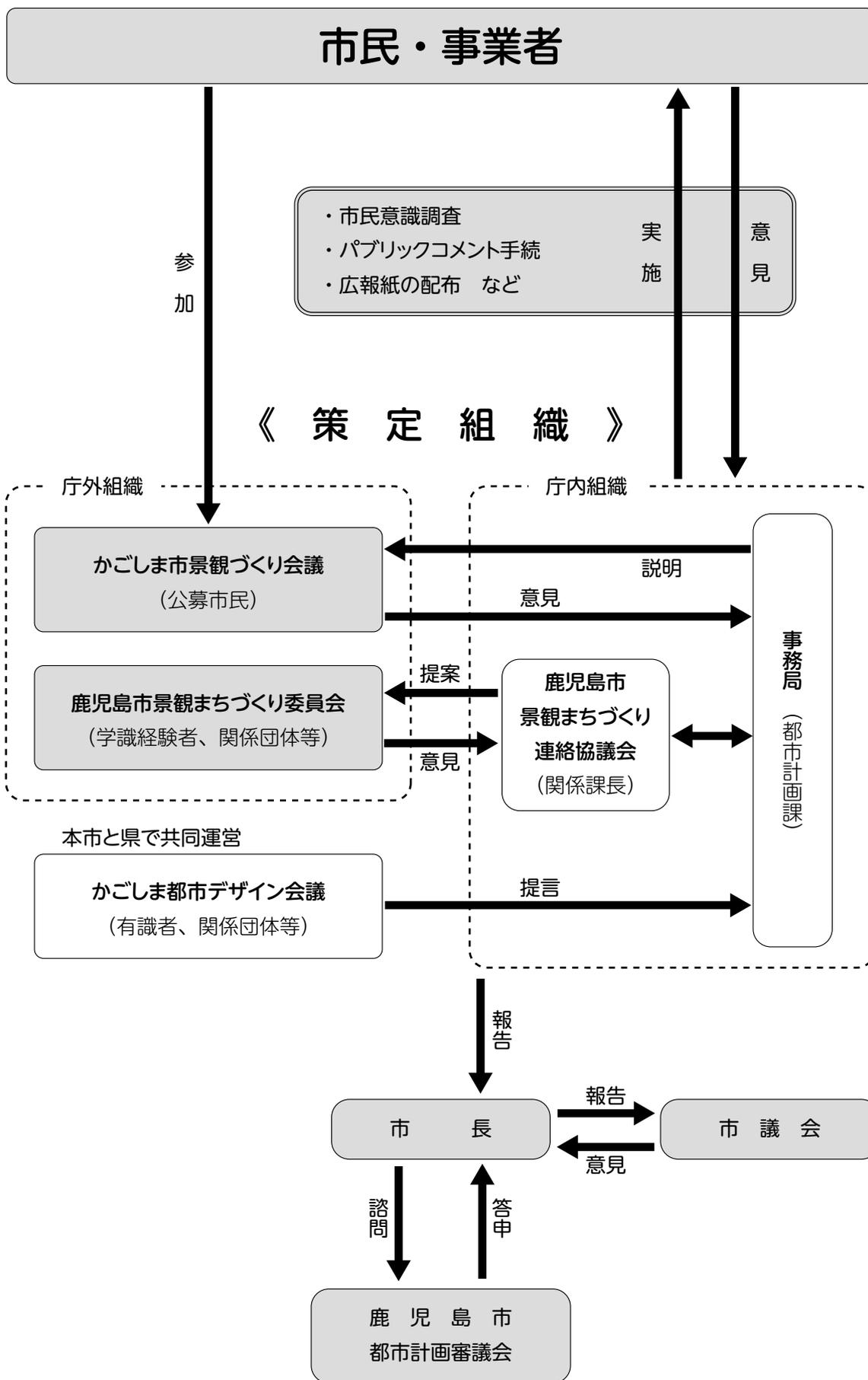
平成19年度

- ・第3回鹿児島市景観まちづくり委員会の開催（条例骨子案の協議など）
- 小学生、中学生、高校生、留学生へのアンケート調査
- ・第4回鹿児島市景観まちづくり委員会の開催（景観計画素案、景観条例素案の協議など）
- ・第3回中心市街地活性化協議会への「眺望景観の高さ制限の考え方」の説明（H19.8.10）
- 「かごしま都市デザインシンポジウム」会場での景観計画素案などの配布（H19.8.19）
- 素案に関するパブリックコメント手続の実施
 - ・市都市計画審議会への「景観計画素案」などの説明
 - ・素案の公表について県建築士会など関係団体8団体への案内（H19.8.23）
- 第2回錦江湾テクノパーククラブ例会への「景観計画素案」などの説明（H19.8.30）
- 鹿児島商工会議所での「眺望景観の高さ制限の考え方」の説明（H19.9.26）
 - ・第5回鹿児島市景観まちづくり委員会の開催（景観計画原案、景観条例原案の協議など）
 - ・市都市計画審議会への「景観計画原案」の諮問、原案の了承
- 鹿児島市景観条例の公布（H19.12.25）
- 鹿児島市景観計画の告示・縦覧（H19.12.25）

平成20年度

- ・鹿児島市景観計画、鹿児島市景観条例の施行（H20.6.1）

(2) 鹿児島市景観計画の策定の組織図



(3) 鹿児島市景観まちづくり委員会委員名簿

(平成 19 年 10 月 1 日現在)

区分	部 門	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	法 律	鹿児島大学大学院司法政策研究科 教授	土 居 正 典	
	生 活 環 境	鹿児島大学法文学部 教授	井 上 佳 朗	委員長
	建 築	鹿児島大学工学部 准教授	安 山 宣 之	副委員長
	色 彩	era 色彩計画 代表	江 良 喜 代 子	
	美 術	鹿児島大学教育学部 准教授	下 原 美 保	
関係団体等	文 化	鹿児島県写真協会 会長	熊 副 穰	
	建 築	鹿児島県建築士会 会長	守 真 和 弘	
	観 光	鹿児島観光コンベンション協会 事務局長	野 元 隆 男	
		(有)アイエス通訳システムズ 代表取締役	山 崎 美 智 子	
	商 業	鹿児島商工会議所 副会頭	佐 藤 敏 郎	
	農 業	鹿児島市認定農業者連絡会 会長	有 村 伊 智 博	
	環 境 ・ 森 林	環境カウンセラー	岡 田 水 城	
	教 育	鹿児島市 PTA 連合会 副会長	中 村 律 子	前任者：寿 律子 (平成 19 年 5 月 19 日まで)
生 活	南日本出版(株) 取締役	西 み や び		

(4) 鹿児島市景観まちづくり連絡協議会委員名簿

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

都市計画部長 (座長)	
政策企画課長	区画整理課長
環境政策課長	吉野区画整理事務所長
かごしまプロモーション推進室長	谷山都市計画事務所長
企業振興課長	建築指導課長
観光企画課長	住宅課長
農政総務課長	建築課長
谷山農林事務所長	道路建設課長
建設管理部 管理課長	街路整備課長
公園緑化課長	道路管理課長
河川港湾課長	谷山建設事務所長
土地利用調整課長	交通局総合企画課長
都市再開発課長	教育委員会事務局管理部総務課長

(5) 鹿児島市景観計画の策定に係る会議 (都市景観ガイドプラン 2006 策定後)

会議の名称	開催日	主な協議項目
第1回かごしま市景観づくり会議	H18. 7.29	鹿児島市の大事な景観の抽出
第2回かごしま市景観づくり会議	H18. 9.23	大事な景観の現地確認、課題・将来像の検討
第3回かごしま市景観づくり会議	H18.10.14	将来像実現のためのルールの検討
第4回かごしま市景観づくり会議	H18.12. 2	合併した5地域の自然の現地確認、ルールの検討
市議会建設委員会	H18.12.13	鹿児島市景観まちづくり委員会の設置、今後のスケジュールの報告
第1回鹿児島市景観まちづくり連絡協議会	H18.12.25	景観条例と景観計画の関係、スケジュール
第1回鹿児島市景観まちづくり委員会	H18.12.26	同上
第2回鹿児島市景観まちづくり連絡協議会	H19. 2. 7	景観条例、景観計画の基本的考え方
第2回鹿児島市景観まちづくり委員会	H19. 2. 8	同上
第3回鹿児島市景観まちづくり連絡協議会	H19. 4.12	条例骨子案
第3回鹿児島市景観まちづくり委員会	H19. 4.16	同上
第4回鹿児島市景観まちづくり連絡協議会	H19. 7.11	景観計画素案、景観条例素案
第4回鹿児島市景観まちづくり委員会	H19. 7.19	同上
市議会建設委員会	H19. 8. 7	景観計画素案、景観条例素案の説明
市都市計画審議会	H19. 8.20	景観計画素案などの説明
第5回鹿児島市景観まちづくり連絡協議会	H19.10. 9	景観計画原案、景観条例原案
第5回鹿児島市景観まちづくり委員会	H19.10.16	同上
市都市計画審議会	H19.10.25	景観計画原案の諮問、答申
市議会建設委員会	H19.10.26	景観計画原案の報告

5 市民参加の状況

(1) かごしま市景観づくり会議の開催

- ・開催時期 平成18年7月29日～12月2日に計4回
- ・登 録 者 公募市民54人
- ・目 的 ○景観形成重点地区候補地の抽出
○各候補地の特性と課題の整理
○各候補地の将来像とその実現のためのルール案の設定

【開催状況】

ワークショップ形式で開催。会場はすべて鹿児島市民福祉プラザ。

回 数	開催日時	参加者数
第1回	平成18年 7月29日(土) 13:30～16:40	47人
第2回	平成18年 9月23日(土) 9:30～14:00	31人
第3回	平成18年10月14日(土) 9:30～12:30	30人
第4回	平成18年12月 2日(土) 9:30～16:30	23人
茶話会	平成18年12月 2日(土) 16:30～17:30	21人

(2) パブリックコメント手続きの実施

「鹿児島市景観計画、景観条例、屋外広告物条例（一部改正）の素案」に関する意見募集

- ・募集期間 平成19年8月20日～9月21日
- ・素案公表箇所 市内29ヶ所、ホームページ
- ・意見提出方法 郵送、ファックス、Eメール
- ・提出者数 34人
- ・意見の数 138件

【意見等の内訳】

意見の項目			件数
景観計画	1	景観形成の考え方	18件
	2	景観形成の基本方針、ゾーンごとの景観形成方針	11件
	3	景観形成重点地区候補地の景観形成方針	16件
	4	眺望確保範囲における景観形成基準など	22件
	5	その他良好な景観形成のための行為の制限	19件
	6	景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	1件
	7	屋外広告物の制限	4件
	8	景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項	1件
景観条例	9	景観アドバイザー	1件
屋外広告物条例	10	禁止物件	1件
その他	11	素案に直接関係しないもの	44件
合計			138件

【意見の処理区分】

意見の項目			件数
景観計画 景観条例 屋外広告物条例	1	新たに盛り込むもの	11件
	2	すでに盛り込んでいるもの	47件
	3	盛り込まないもの	12件
	4	その他質問・意見等	68件
合計			138件

【市民の主な意見等】

景観計画に反映した意見のほか、さまざまな意見等をいただきました。
主なものは次のとおりです。

- ・原色がその街らしさを表現する場合もある。ケースバイケースで対応してほしい。
- ・場所、地域により色指定は必要で、建築許可を出す段階で周りの景観にマッチした色彩を指定する必要がある。
- ・自然の強烈な原色こそ鹿児島の特徴。他都市と同様の規制はナンセンスではないか。
- ・アクセント色の壁面に対する割合の許容範囲の拡大検討はできないか。
- ・届出は、小規模のものは対象外とすることや修繕・模様替については、外部だけの大規模な修繕・模様替に限ってほしい。
- ・城山展望台から錦江湾・桜島への眺望を確保する範囲の建築可能な高さの算出方法は簡単にしてほしい。
- ・城山及び桜島への眺望の視点場及び眺望確保範囲の両端は具体的にどここの地点か。



- ・鹿児島の特徴として多数の眺望視点場があるが、そのための建築物の高さ、色彩などに加え、屋上の構造物や色彩、屋根の形状なども吟味しておく必要がある。
- ・高い建物の乱立を防ぐ高さ規制は市全域にわたって導入が考慮されるべきと思うが、とくにこのエリアではもっと低い基準線を設定してほしい。
- ・眺望確保については、桜島へのもの、城山へのもの双方とも高さや範囲をもっとシビアにしてもよいのではないか。
- ・観光面（例えば南国らしさを出すべきとの意見）で考えれば、色相は絞るべき（鴨池新町は茶色系統）ではないか。
- ・今後の話だけでなく、現在ある景観を壊す建築物や看板、電柱を排除する方向で取り組んでほしい。
- ・夜間の特定照明については、「回転灯やサーチライト等」のほか、LEDによるスクリーン看板についても景観形成基準で制限を加えるべきだと考える。



- ・市電を鹿児島中央駅からナポリ通り、パース通りを經由して、住吉地域、みなと大通り公園、ウォーターフロントに結び、鹿児島駅に至る循環を作することを提案する。
- ・景観重要樹木については、鹿児島に多く存在する植物とすべきである。例えば「大学通り」がクスノキであるように。
- ・道でとらえる景観について、回遊性を明確にして、ルート上で景観評価を行う必要があるのではないか。



(3) 小学生、中学生、高校生、留学生へのアンケート調査

・目的 小学生、中学生、高校生、留学生が考える本市のよい景観、よくない景観について調査

・実施時期 平成19年6月～9月

・対象 ① 景観に関係したテーマで「総合的な学習」を実施する小中学校
・城南、中郡、中洲の3小学校(6年生のクラス単位で実施)
・長田、付属、玉龍の3中学校(学年単位で実施)
② 市立共学の高校
・玉龍高校の1校(全学年を対象に実施できたクラスのみ回収)
③ 留学生
・鹿児島大学の留学生会館及び留学生課にアンケートボックスを各1個設置
(中国語、韓国語、英語のアンケート用紙)

・回答数	小学生	59人			
	中学生	223人			
	高校生	104人			
	留学生	9人	合計	395人	

あ行 イルミネーション

多数の電灯や発光ダイオード（LED）により建築物などを飾る装飾。

ウォーターフロント

海、川、湖沼などの水際に近接する区域。特に都市部の水辺地区の整備に関連して使用される言葉。

美しい国づくり政策大綱

平成15年7月に国土交通省が「国土を国民一人一人の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換する」として、その取り組みの方針をとりまとめたもので、景観法等の景観に関する基本施策の中心に位置づけられている。

屋外広告物

商業広告に限らず、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたものなどをいう。屋外広告物は「屋外広告物法」及び地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により、必要な規制が行われる。

屋外広告物法

昭和24年6月3日法律第189号。良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や掲出する物件の設置・維持、屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とした法律。一部の屋外広告物は工作物に該当するが、その設置にあたっては、景観法施行令第10条第4号の規定により、景観法に基づく届出を要せず、屋外広告物法及び各地方自治体の条例に基づく許可を得ることとなっている。

屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植えて緑化すること。植物の

蒸散作用により周辺の温度が低下するほか、断熱効果が高く、省エネルギーにつながることが期待されている。

か行 階高

その階の床から上の階の床までの高さ。

開発行為

建築物の建築などを目的に「土地の区画形質の変更」を行うこと。

・「区画の変更」とは、土地利用形態としての区画すなわち独立物件として、その境界を明認しうるものにする。道路や公園等の公共施設を新設又は改廃すること。

・「形の変更」とは、高さ50cm以上の部分を含む切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）または盛土を一体的に行い、土地の形状を物理的に変更すること。

・「質の変更」とは、原則、農地等の宅地以外の土地を宅地にするなど土地の性質を変更すること。

鹿児島市観光未来戦略

鹿児島市総合計画の観光分野の目標の実現に向けて観光振興を図るための基本的な計画であり、行政・企業・市民など観光に関わるすべての人々の行動指針とするもの。

鹿児島市景観審議会

市長の諮問に応じ、本市の景観形成に関する事項（景観計画の策定等、景観重要建造物・樹木の指定等、景観法第17条第1項の規定による変更命令等、建築物等の高さ・色彩の基準の運用など）について調査審議するため、市景観条例第19条の規定により設置する第三者機関。

協働

それぞれ異なる主体が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。

景観アドバイザー

景観形成について、技術的な指導・助言を行う専門家。景観形成の活動の支援として本市が派遣する。

景観協定

良好な景観形成を図るために、建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地等に関する必要な事項を土地所有者等の全員の合意により定める制度。有効期間や違反した場合の措置も定めることとされている。(景観法第81～91条)

景観重要公共施設

道路法、河川法、都市公園法、港湾法等による公共施設であって、良好な景観の形成に重要なもの。(景観法第8条)

景観条例

景観を保全・形成し、その景観と調和した環境を確保・整備するために各地方自治体が定める条例。本市では、鹿児島市景観条例を平成20年6月1日に施行し、景観法の委任事項である景観計画の策定等の手続き、届出対象行為、景観重要建造物・樹木の管理基準、景観づくり団体等に関する事項のほか、独自施策として景観形成重点地区、景観アドバイザー、市民等の活動に対する助成などについて規定している。

景観整備機構

民間活力を活用した良好な景観形成を進めることを目的に景観法第92～96条に位置づけられた団体。一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人やNPO法人で、良好な景観形成を担う主体として景観行政団体が指定する。

景観地区

都市計画区域内又は準都市計画区域内において、市街地の良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠、高さ、壁面の位置等の制限について、都市計画に定める区域。工作物や開発行為につい

ても条例に規定することで制限が可能となる。都市計画区域・準都市計画区域外で相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域については、準景観地区として指定し、景観地区に準じた規制を行うことができる。なお、本市において景観地区・準景観地区に指定した区域はない(平成26年3月31日現在)。

景観づくり団体

市景観条例第15条の規定により、一定の区域における景観形成を図ることを目的として組織された団体で、活動区域を明確にし、代表者を定め、構成員の2分の1以上の者が活動区域内に住所を有していることなどの要件を満たすもの。景観法第11条第2項の規定による景観行政団体に対し景観計画の策定又は変更を提案することができる団体として位置づけている。

景観づくり団体や、景観づくり団体を目指し、先進地視察や勉強会を行い、地域にふさわしい景観づくりのための取り組みなどを研究する団体で一定の要件を満たすものは、市から活動に対する支援を受けることができる。

景観農業振興地域整備計画

農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地や農業用施設等の整備を一体的に推進する必要がある場合に、これらの利用や整備、保全等について、景観法第55条の規定により定めることのできる計画。本市では、景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的な事項を景観計画に定めているが、実際に定めた区域はない(平成26年3月31日現在)。

景観法

平成16年6月18日法律第110号。我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域

社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。景観法自体は直接、都市景観を規制している訳ではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の法制度となっている。

景観保全型広告整備地区

鹿児島市屋外広告物条例第 8 条の規定により、良好な景観を保全するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域について、広告物の表示等に関する基本構想、位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項を定め、地域の特性にふさわしい広告景観の形成を図る区域。なお、本市において同地区に指定した区域はない（平成 26 年 3 月 31 日現在）。

形態・意匠

「形態」とはものの外観の形状をいい、「意匠」とは模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの、あるいはその工夫をいい、一般的にはデザインともいわれる。建築物や工作物の形態・意匠は、それ自体の外観とともに、周辺との関係性により、景観の質に大きな影響を与える。

建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合。例えば、100㎡の土地に建築面積 30㎡の建物が建つ場合は、建ぺい率は 3/10（30%）になる。敷地の建ぺい率の上限は、都市計画法上の用途地域に応じて定められている。

骨格景観

都市の景観の枠組みを構成する要素。山や河川、海岸線等の地形的なまとまりのほか、道路や中心市街地など市民の活動と密接に結びついた生活空間のまとまりも含む。

高度地区

都市計画法に規定された地域地区の一種。市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めることとされている。本市では、城山周辺地区を高度地区に指定し、建築物の高さの最高限度を 20 mとしている。

さ行

サーチライト

照明器具の一種で、特定の方向にほぼ平行に強力な光線を投射する反射体を有する装置、またはその光。

自然公園法

昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号。優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の 3 種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定。

市電軌道敷緑化整備事業

ヒートアイランド現象の緩和や潤いのある空間を創出するため、市電の軌道敷に芝生などの緑化を行う事業。（平成 18～24 年度）

市電センターポール事業

道路の両側から吊っていた市電の架線を中央柱にまとめ、安全で快適な都市空間として整備した。（昭和 62～平成 3 年度）

修繕

従前と同じ材料を用いて概ね元の形状、寸法に回復する工事。

植生

その土地に生えている植物体の集まりの総称。

スカイライン

稜線。地平線。空を背景とした山や建築物などの輪郭線。特定の場所から見えるスカイラインを守ることは景観を守ることになる。

た行

ダクト

エアコンや換気扇につながる、金属などでできた筒状のもので、空気の流れ道となるもの。

地区計画

都市計画法に基づき、比較的小さい地区を単位に、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うため、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民等の意見を反映して定める。なお、地区計画に定められたルールは、景観計画より優先される。

特定照明

夜間に公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物などの外観に対して行う照明。「景観照明」または「ライトアップ」とも呼ばれる。照明の色彩、位置、強さに配慮した特定照明は、美しい景観になる。

な行

法面

切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）や盛土により作られる人工斜面のこと。

は行

風致地区

都市計画法に規定された地域地区の一種。緑の保護育成及び景観風致の保全を図るために定める地区のことで、本市では寺山と慈眼寺の2地区が指定されている。

ブルースカイ計画事業

電線類の地中化を行い、快適な都市景観の創出やバリアフリーへの対応、震災時等の安全性の確保を行う事業。（平成4年度～）

保存樹・保存樹林

鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例に基づき、市民に親しまれ、規則で定める基準に該当し、保護する必要があると認められた樹

木または樹林。

ま行

みなと大通り公園整備事業

市役所前の「みなと大通り」を緑豊かな都市空間、また様々なイベントが可能な多目的空間として公園化し、アメニティに富んだ憩いの空間として整備した。（平成元～4年度）

模様替

従前と異なった材料を用いて、概ね元の形状、寸法に回復する工事。

や行

容積率

敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合。敷地の容積率の上限は用途地域に応じて定められ、例えば200㎡の敷地では、容積率が80%の場合で延べ面積が160㎡の建築物、200%の場合で400㎡の建築物が建てられる。

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居地、商業地、工業地などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途（建てられる建築物）、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。

擁壁

がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。

ら行

ライトアップ

夜間に照明機器や発光ダイオード（LED）などを使って建物・橋・塔などの建造物や、樹木等を明るく浮かび上がらせること。「特定照明」または「景観照明」とも呼ばれる。照明の色彩、位置、強さに配慮したライトアップは、美しい景観になる。

ランドマーク

広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、

地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。

歴史と文化の道整備事業

城山をはじめ西郷銅像、鶴丸城跡などの史跡・文化財、さらに市立美術館などの文化施設が集積する国道10号の終点にあたる一帯を対象に、電線類の地中化、歩道の石張り、親水水路、植栽、ガス灯などの整備を行い、潤いと安らぎのある街路空間を創出した。(昭和62～平成3年度)

わ行 **ワークショップ**

作業場、研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が経験交流や共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。

鹿児島市建設局都市計画部
都市景観課

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
TEL:099-216-1425 FAX:099-216-1398
E-mail:toshikeikan@city.kagoshima.lg.jp

施行:平成20年6月1日
発行:平成26年3月